

第五章 地域の生活と多摩川・玉川上水

第一節 多摩川における漁業権の獲得

漁場の区割

幕末期の嘉永年間（一八一五）に、多摩川の境界をめぐって、本市域の福生・熊川二か村と、対岸秋熊川村が牛浜坂下に造成した水田の問題からであったが、多摩川の漁業権も絡んだ訴訟事件であった。約三年にわたる争いのち和解したが、そのときの境界取り決めが、現在の福生・秋川両市の境界の基本線となった。しかし漁業に関しては「魚漁の儀は、いづれへ変地いたし候とも、前々の仕来りの通り、相互に差支えなきよう漁事いたし候のこと」といったごく曖昧なものであった。前々のいきたりとはどのようなものであったのかを見よう。

嘉永年間の訴訟事件からさかのぼること四〇年、文化九年（一八三二）に、福生村漁場へ下草花村や平沢村、二宮村の漁師が入り込み、瀬張り網漁をおこなった事件があった。その際、福生村が原告となり下草花村を提訴して争ったが、このときの和解文（「済口証文」『近世2』127）の中に次のような記述がある。

福生村瀬張場所間数これなく候につき、川崎村境より川しも百三〇間のところ草花村持切りに候得ども、川崎村とは従来どおり入合漁獵いたし候筈、かつ同所より字森山当地主利兵衛持山下、嶮（切り立った崖）中央にこ

れあり候^{たこそ}大崩れ残りより川^か上みへ三〇間相へだて、福生村清岩院見通しを境として、上^かみの方は同村にて持切り、熊川村境（牛浜坂）より二ノ宮村突抜見通し川上みへ二ヶ所、瀬張網の義は草花福生両村にて合川いたし候
答

つまり福生・川崎両村境（市営テニスコート付近）から下流二三六メートルは草花村の専用漁場ではあるが、川崎村に接しているため、草花村の恩誼^{おんぎ}をもって従来どおり川崎村とは入会漁業をしていくこと、福生村専用漁場の下流端は、市営プール付近（大崩れ残り付近から清岩院見通し）とすること、牛浜坂から二宮突抜坂^{ふもと}（秋川市二宮二二一六番地）見通し線から上流、福生村専用漁場境までを、草花・福生両村の共同漁場（入会）とすることなどである。

政府は明治八年（一八七五）海川湖沼はすべて官有であるとして、捕魚採藻のために所用したければ、借用願いを出さなければならぬ、とする太政官布告（第一九五号）を發布する。つづいて同一一年に、湖川所有は従来の慣行にしたがい区画を定めるが、引きつづき所用したい者は、幅員、坪数などを記し、図面を添えて県へ提出するよう通達を発した。この通達に沿って、多摩川・草花村・平沢村の三村は協調して神奈川県権令野村靖宛てに「川面漁業拝借願」（『民俗・上』）を提出する。この際同時に提出された「玉川平井川通り漁場区域書上げ」（田村半十郎家文書）に付属する絵図には、市域の多摩川の漁区が示されている（図V-68）。なお多摩村とは、明治八年の区制改正によって、福生・熊川・羽村・川崎・五ノ神の五か村が合併して呼称した村名で、この形態は、いくつかの曲折を経ながらも、明治三二年まで存続した。

玉川平井川通り漁場区域書き上げ

第1節 多摩川における漁業権の獲得

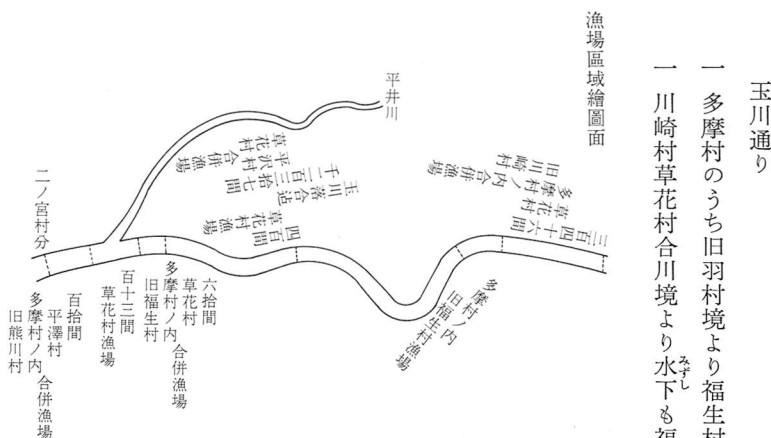


図 V-68 多摩川の漁場区域絵図面（田村半十郎家文書）

一 多摩村のうち旧羽村境より福生村境まで三四六間、
草花村合川
川崎村

一川崎村草花村合川境より水^{みず}下も福生村漁場境まで一三〇間、草花村丸川

一 福生村漁場境より水^し下も草花村合川漁場まで四〇〇間、草花

村丸川

一牛浜坂より二ノ宮突抜見通し水上^かみ六〇間、
草花村合川

一右見通しより平沢村熊川村合川漁場まで一一三間、草花村丸

川

一草花村漁場境より水下も二ノ宮村なめ石まで一一〇間、
熊平川
沢村

合川

この書き上げによると川崎村下の多摩川六二九メートルは、同村と対岸草花村との共同漁区（合川）であり、その下流も福生村境界へ二三六メートル入り込んで、これは草花村の専用漁場（丸川）である。その下流は勿論福生村の専用漁場であるが、漁場の間数などは明記されていない。冒頭に記した文化年間の紛争の際の取り決めにも、福生村の専用漁場の下流端が、秋川市森山地区の大咀崩れ付近から、清岩院見通しとなっていることから推定して、漁場の境界線は現在の市営

プール付近を通ったことになり、福生村の専用漁区は市営プール付近から坂公園付近までの約一キロメートルあまりの長さであったことがわかる。しかし福生村専用漁区の間数については、散見する資料には明確な記載がなく、しかも福生村はさきの漁場拝借願いを提出した形跡が見られない。これらの事がらの解明については、今後の新資料の出現を待ちたい。次に牛浜坂から突抜坂見通し線の上流一〇九メートルが福生・草花両村の共同漁区であり、そこから上流七二七メートル、市営プール付近までが草花村の専用漁区である。こうしてみると、羽村・川崎境（羽村大橋付近）から熊川村境に至る多摩川における草花村の漁場は、専用漁場六四三間（一一六八メートル）、他村との共同漁場四〇六間（七三八メートル）である。草花村は福生村専用漁場を除くと、ほかのすべての漁場に漁業権を得ていたことになる。草花村がなぜこれほどまでに広大な河川に漁業権を保有していたか、その理由を資料によって知ることができない。ただしさきの文化年間の争いの因となったものは、草花村が福生村との共同漁区内のみならず、福生村専用漁区内にまで他村の漁師を入り込ませて瀬張り網漁をさせたことにあった。福生村から代官伊奈助右衛門宛ての訴状（『近世2』126）では次のように記している。

このたび相手下草花村役人どもいかが相心得候や、同郡平沢村二ノ宮村辺のもの共大勢入り込ませ、私共村方持ち切りの場所は勿論、そのほか両村合川の場所へ理不尽に入り込み不法の鮎獵いたし候義たびたびにおよび候（略）二ノ宮村名主市兵衛平沢村名主八郎左衛門方へまかり越し前書の始末かけ合ひ候ところ、右のものと共相答え候は、このたび下草花村役人より鮎獵仲間に加いいたしくれ候ようたつて申し来り候間、何の故障もこれなき義と存じ、その意にまかせ下草花村下へまかり出て鮎獵相稼かきすなはち御運上そのほか下草花村へ内割合さし出し候につき、委細の儀は右村方へ相たづね然るべき旨を申し候につき、またまた下草花村役人方へかけ合候とこ

ろ、当村へ鮎運上差し出し候ものは村方の勝手にも相成り候間、村役人相談の上向後何ヶ村にても加入いたし鮎
獵いたさせ候（略）（傍点筆者）

草花村は二宮村や平沢村から入漁税を徴収して、福生村との共同漁場のみならず、福生村専用漁場にまで、他村の漁師を入り込ませて鮎獵をさせていたことである。このような方式が明治時代に通用したかは不明であるが、他村から入漁税を徴収することによって、自村の支払分が大幅に軽減できることは確かであった。

太政官布告と、それにつづく通達に沿って、漁区専有の願書を提出した村は、市域を流れる多摩川では、草花・平沢・川崎の三か村であった。こうした中で、さきに記したように福生村は草花村との共同漁区六〇間を除くと、漁区専有願書を提出していない。これら布告や通達は、海面（川面）の官有宣言であり、その目的とするところは、従来の慣行による漁場所有権を廃して、よりきめ細かな漁場区域の設定と、円滑な漁業税の徴収にあった。このような通達の趣旨からすれば、福生村の漁区のみが埒外にあって、範圍面積も曖昧であるばかりでなく、漁場拝借願の未提出は許されないはずである。残念ながらこの経緯を知る資料に欠けるが、わずかな緒としてつぎの記述に注目してみたい。たとえば田村十兵衛の「甲戌日記」（田村半十郎家文書）明治七年（一八七四）二月十一日の条に「玉川漁場、三ヶ所にて一五〇間、拾田にて売渡す、その余りは村方勝手次第漁事のこと」とあり、河川の漁区が福生村では売買されていたことがわかり、漁場拝借願未提出とのかかわりがわずかにうかがえるのである。明治期の福生村は当時の指導的立場にあった田村家が河川漁業にも影響力を有していたものと思われる。

乱獲を防ぐため 明治一九年五月農商務省は、漁業に従事するものは、適宜区域を定め組合を設置して、管轄庁の組合制の導入 認可を受くべし、との漁業組合準則を発令する。これは従来の慣行による漁業では、乱獲に陥り

やすく、漁業者自身の不利益につながるものとして、組合設立によって水路の保全と、魚介類の繁殖をはかり、漁業者の福利を計ることを目的としたものである。この布令に沿うかたちで、明治二六年六月、多摩川を漁場としていた東秋留村（旧平沢・二宮・小川三村を包含する）と熊川村は、連帯して漁業組合設置認可願いを東京府知事に提出する。その年一二月、名称を東秋留村外一か村漁業組合として認可され、その漁業区域は、さきの突抜坂見通し線の平沢村境から、下流は小川・熊川の境界までとしている。こうして従来の一か村または二か村といった村落単位の漁場区割の弊害を除くことを目的に、数か村を単位とするより広域的な組合漁場に移行していった。その後明治二七年に入ると、新たに加住村（旧高月村・八王子市）が加入して、東秋留・熊川・加住三か村漁業組合と改称し、漁場も秋川まで取り込み、その西端は雨間村（秋川市）境まで拡大した。この漁業組合は翌二八年七月、取締役岡田弥吉を代表者として、内大臣玉方久元へ多摩川鮎一五〇〇尾の歴年献上願を提出する。献上願の文面によると、当時「組合員二百有余名」と記している。明治三〇年にはいると、多摩川流域各地に設立された一一の組合が連合して多摩川秋川浅川漁業組合連合会を結成する。こうした連合体の成立によって、より広域的な漁場の設定と魚族の増殖をはかることが可能となった。しかし各地の漁業組合が大同団結する趨勢すうせきの中にあつて、明治三六年熊川村は突如としてさきの三か村組合を脱会し、単独での漁業組合設立を発起し、有志者三〇人をもって総集会を開催し、投票によって発起人に斉藤定蔵ほか七人を選出している。このときできた熊川村漁業組合規約の第四条では「本組合の漁業区域は西多摩郡福生村以南北多摩郡拝島村にいたる一帯の水面とす、但し旧慣により各其町村の境界線以外は、たがいに相犯さざるものとす」とあり、数か村が連合した組合による広域漁区設定の動きに逆行する熊川村の眞の狙いねらいは何だっただろうか。

明治二七年以降、多摩川沿岸各地での組合設立の気運の中で、福生村については、いずれの組合に所属していたか判然としない。『東京都内水面漁業要覧』によれば、明治四四年（一九一〇）九月一三日、奥多摩漁業会は、西多摩郡福生村字加美および同郡多西村草花地先の多摩川に、鮎の瀬張網漁業、同寄せ網漁業およびはや筥^{うけ}漁業の専用漁業権を申請し受理されている。羽村堰から長徳寺付近までの約一五〇〇メートルほどの水域が、奥多摩漁業会を漁業権者として専用漁場認可されたのであり、このことから福生村はこの時点で奥多摩漁業会に加入していたものと見做^なされる。奥多摩漁業会が、次に他の水域に専用漁業権を設定するのは、昭和九年（一九三四）五月であり、約二四年を経過してからである。ここで羽村堰下の水域が、他に先がけて専用漁区として設定された理由について考えてみよう。

明治二七年度の『水産調査所事業報告』に所載の波江元吉調査による「多摩川鮎漁業報告」によれば「春三月頃より二寸ばかりの香魚（鮎）六郷川口より漸々上流す、本流羽村の水間（水門、堰）に到達するは四月にして、これより上流に^{さかのぼ}るは閘門^{かき}を開く時にあらざれば能わず、ゆえにこの閘下に群集す（略）今日青梅駅などにおいて六、七月頃販売するところの香魚は、皆この羽村の閘下において漁獲したものにかかわる」とあり、奥多摩漁業会は多摩川流域随一の堰下漁場を、排他的な専用漁場とすることで、鮎をはじめとする川魚の寡占^{かせん}化を目論んだものと思われる。波江報告書はさらに次のように記している。「その価は（鮎籠一枚）六、七錢より三、四〇錢までを通例となす、目下多摩川において漁獲のもっとも盛んなるは、羽村にして一年およそ千五、六〇〇円なりと云う」。また『西多摩村誌』では羽村堰下の鮎について「下流より漸次に遡上し来った鮎魚は、ことごとくこの堰下に停滞雲集して、清流皆これ魚なり、の盛観を呈し、最も鮎漁に適したのである。明治時代まではその年産額約一万数千円を算し」と記し、波江報告書とは数字に多少の開きはあるものの、堰下漁場の特殊性について触れている。

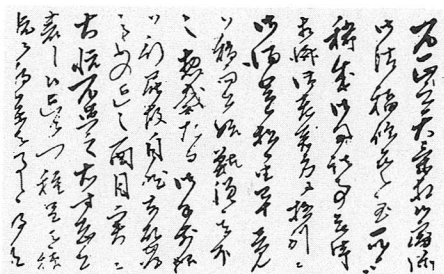


図 V-69 川漁開催で柏木惣蔵からの礼状
(明治2、3年頃) (田村半十郎家文書)

政府高官も遊んだ川魚漁

古来多摩川の豊富にして清澄な水は、大消費都市東京の飲用を充たしてきたばかりでなく、そこには数多くの魚類が棲み、流域の人々はさまざまな方法で魚を捕って生活してきた。中でも川魚の中心となるものは鮎であった。鮎は別名を香魚とも呼ばれるほどで、下流部に取水堰が建設される大正期頃までは、天然遡上の大量の鮎が流れの色を変え、川面は甘い鮎の香りで充満するほどであったといわれる。それほど昔の多摩川には鮎をはじめとする魚類が豊富で、将軍家への多摩川鮎献上の制度は、享保期(一七六〇～三〇)以前から幕末までつづいていた。近代に入ると、明治政府の高官や東京人士の多摩川での遊獵が盛んになり、とくに甲武鉄道(中央線)の開通する明治二二年以後は、立川や日野の多摩川で遊ぶこれらの人々で、賑わいをみせたと伝えられている。また鮎漁が川遊びと称して、ときの政治権力者たちの接待にもしばしば利用されていた。『羽村町史』によれば、堰付近での鮎漁に來た政府高官の名に板垣退助、西郷従道らがいる、としている。次に市域に残る記録から、この時代の鮎漁についての記述を拾ってみよう。

『近世3』に収載した柏木惣蔵から田村十兵衛宛ての書状の一節に「一昨日は稀なる御用、諸事とどこおりなく相すみ、御老侯方も格別に御満足あそばされ候よし、ひつきよう御^{まかないむき}賄向を始め、鮎漁そのほかの総裁たる御手前様御行きとどきゆえ、自然支配出役のものまでの面目、実に大悦これに過ぎず(略)」とある。柏木は江戸時代末期、伊豆萑山の代官江川太郎左衛門家譜代の家臣で、坦庵、英敏、英武の三代に仕え、維新の变革の際には、陪臣にありな

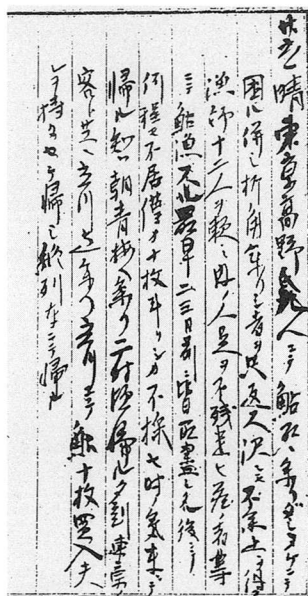


図 V-70 明治 31 年の鮎漁
の記事（『戊戌日記』7月26
日の条）（石川彌八郎家文書）

がら江川英武を擁して討幕派に与し、主家を安泰に導いた功労者である。維新後は韭山県大参事（副知事）、足柄県知事などを歴任する。また福沢諭吉とも親交があり、柏木の政治資質を高く評価する木戸孝允らは熱心に中央政界への進出を勧めるが、柏木は固辞し、終生県政の中にその才腕を発揮した。この書簡は、四月二三日とのみ記されているが、内容から明治二、三年頃と推定される。県政の最高幹部である柏木が、中央政界の高官を川漁に招待した際、招かれた重臣たちの喜悅ぶりに、柏木が面目をほどこし、川漁の開催に尽力した田村十兵衛への礼状である。それほど清流多摩川での遊漁によって、人々は清新な気分を満喫していたのである。次に石川弥八郎の日記（石川彌八郎家文書）明治三十一年（一八九六）七月二六日の条では「東京高野氏九人にて鮎取りに参り、だしぬけにて困る。しかし折角参りしものを、ただ帰すわけにも参らず、止むを得ず漁師一二人を頼み、うちの人足を残らず使い、蔵の者などにて鮎漁する。もはや二、三日前に皆取りつくしたる後にて、何程も居らず、僅か一〇枚ばかりしか取れず七時の汽車にて帰る。夕刻東京の客と共に、立川まで参り立川にて鮎一〇枚買入れ、それを持たせて帰し終列車にて帰る」と鮎漁について記している。福生市域には、特筆すべき

物産がなかったために、昔から鮎が贈答品として用いられることが多かった。たとえば弥八郎日記明治三〇年六月一三日「内出の峯吉より瀬干の由にて焼鮎一籠分貰う」同七月二〇日「滝尻へ鮎二枚を焼き、串のまま持参す」などのように、贈答には生鮎よりも焼き鮎が多く用いられていたよう

である。また大正期の村長森田退蔵の来翰の中にも鮎贈答に対する謝礼文が数多く残されている。福生市福生の窪田正子は、明治四一年生まれの生粋の永田っ子である。しかも生地が多摩川を見おろす永田倶楽部付近であったために、少女時代の大正期に、観光漁業としての「あいりよう（鮎漁）」が、堰上明神社下付近の多摩川で、しばしば開催されたことを記憶している。ときには遠く八王子辺から芸者が呼ばれて、当時使われていた渡し船の中で宴会が開かれたそうである。大正三年（一九一四）の組合村役場の資料「船体検査証下付願」（福生市役所文書）によれば、渡し船の大きさは長さ二三尺（七メートル）、幅八尺（二・四メートル）で、乗客四二人乗組とあるので、相当数の人数の宴会が可能だったものと思われる。

観光漁業の花 市域で「あいりよう」とは寄せ川（寄せ網）漁と同義語で呼ばれていて、それほど地域の漁業の中形「寄せ川」で、寄せ川漁は重要な位置を占めていた。寄せ川漁は先述のように接待を目的とするいわば観光客を対象にするものと、漁師が本来の目的のためにおこなうものとの二つに区別できる。寄せ川漁のおおよその手順は次のようなものである。

「寄せ川」は流れの静かな、魚が多く棲^すんでいそうな一〇〇〜一五〇メートルの流域を漁場とし、鮎が目的であるが雑魚も一緒に獲る。まず事前に、上流の一方の岸辺に、二メートル×三メートルほどの間仕切りを、竹簀^すで間口が下流に向けて開くように作り、簀の端から他方の岸辺に向って、ややななめに細かい網目^{こま}のタテ網を張って、魚がそこから上流へ抜けられないようにする。なおあらかじめ、簀の間仕切りへは、魚を追いつ込むまでは、上流に石を並べるなどして、水を呼び入れ、水かさを増しておく。この作業がすむと、次はそこから四〇〜五〇メートルほど下流に、やはり目の細かいタテ網を、魚に気付かれないように、川幅いっぱいには小石で押え、網の上糸の部分が上になるよう

に重ねて隠しておき、上糸を引き上げて網を引き立てるとき、網下が完全に石で押えてあり、魚が抜けないようにしておく。これらが終わると、いよいよ地曳網じびきを使って魚の追い込みに入る。地曳網は地域によってはシラタなどとも呼ばれていたようであるが、白木綿の太糸で編んだ、網丈たて一六〇〜一八〇センチメートルの、下に鎖などの錘おもりの付いた丈夫な網である。これを川幅いっぱいに広げ、その日の総人数で横並びに、上流へ向って引っ張っていくのである。この際引き手は掌てのひらで水をすくい、これを水面に投げつけるなどして魚をおどしながら追い込んでいく。ただし地曳網での追い込みの限度は、敏感な鮎あじが事態の異常に気付き、地曳網に向って突進を始める寸前で、漁師の永年の経験から、先ほど沈めておいたタテ網の付近である。地曳網が埋め網を通過したところで、上糸を引き上げてタテ網を引き立て、篠竹で張り立てて、固定しておく。ここから先は比較的目的の細かい白網を川底に広げ、網下になる上流側の部分を石で固定してから、広げた網の上に魚が泳いでいないことを確認してから、網を引き立てる。以後はこの手順の繰り返しで包囲網を徐々にせばめて、最終的に狭い竹簀の中へ魚を閉じ込めるのである。簀の間口が閉鎖されると、先に上流に並べた水量調節用の石を取り払い、簀の中の魚が盛り上って見えるくらいに水位を減少させる。最終段階の魚の獲り入れは、平網の四隅よすみを持って掬すくい取ったり、投網を数人掛りで簀すいいばいに広げて獲るなどの方法がある。

戦前の昭和一〇年代から戦後の二〇年代にかけて、見聞した観光漁としてのあいりよう（鮎漁）は、商店主や会社の経営者が得意先の接待や、従業員の慰安のために催すことが多かったようである。主催者は一定の金額で漁師と契約し、漁師は六、七人で漁具を持ち寄り、寄せ川漁で魚群を簀の中へ追い込み、客に魚をつかみ取りで楽しんでもらう。客が川狩りに参加できるのは、地曳網での追い込みまでで、簀へ魚を追い込むまでは、特設の日除けの中で待機

しているのである。ただし漁師が魚を追いつい込んでも、すぐにつかみ取りできるのではなく、八、九割の魚を獲りつくしたあとの残りを、客がつかみ取って遊ぶのである。宴会場は福生下の永田倶楽部が使われた。漁師は本来の漁のほかは裏方に回り、料理番をはじめテントや葭簀（よしす）の日除けの設営にも当る。まれにしけ（不漁）で鮎が予定数量に満たないときなど、近村の漁師から都合して間に合わせたりしたものである。

他の一つは漁師が自分たちの楽しみのためにおこなう、せ川である。先出の『内水面漁業要覧』によると、多摩川での鮎放流は昭和二年から始まっている。おそらく下流の取水堰の建設などによって、天然鮎をはじめとして、さくら鮎やその他の溯上魚の魚道が断たれたのは、それより相当年数を溯るものとみられる。加えて羽村堰での玉川上水取水によって、下流域への流量減少である。戦前から戦後にかけて、とくに福生地区には完全な職業漁師はおらず、ほとんどが片手間の、趣味に近い魚取りであったようだ。大正中期以降、河川環境の変化が魚類を激減させ、川漁主体の生計が困難となったためである。

漁師が自分たちの楽しみのためにおこなう鮎漁を、彼らは「喰い漁」などと呼んでいた。もはや職業意識などは減退していて、自分たちの食べる分を取るところから、そう呼んでいたものであろうか。このときの方が観光漁よりも気が張っていたようである。寄せ川に使う漁具は種類も多く、漁師がそれぞれ持ち寄っての川狩りであった。この際獲れた魚の配分も、持ち寄った漁具の多少によって差異があった。漁果もそのときによって異なるが、当時漁師が魚入れに使っていたのは、ちょうど大人の一抱えほどもある大きさの、肥ざるであった。鮎やその他の雑魚も含めて、一杯半か二杯くらい、約五〇〜六〇キロくらいは獲れていたように記憶している。

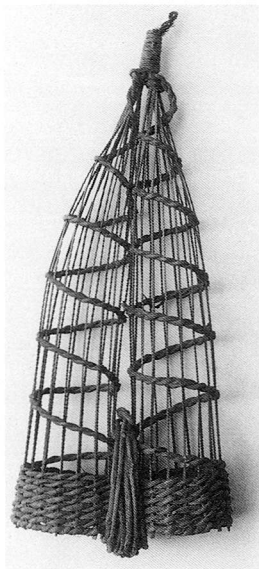


図 V-71 も じ
(福生市郷土資料室蔵)

伝統漁法の粋 この漁法はもっぱら鮎とりが目的である。古来から將軍家への鮎献上が義務付けられていた多摩川「瀬張り網漁」では、とりわけ鮎とりの技法が発達した。鮎とりの漁法にはさまざまなものがあるが、中でも仕掛けが簡単で、鮎の習性を最大限に利用して、しかも効率的なものは瀬張り網漁法である。この漁法は江戸時代から受け継がれてきた伝統漁法の一つで、秋川流域では修羅漁とも呼ばれているが、福生市域では部屋網漁または単に部屋張りと呼んでいた。

まず岸から二メートルほどの水中に杭を立て、部屋網と称する柿渋の効いた細網を杭に掛けて、間口を上流に向けて間仕切りをする。この間仕切りのことを部屋と呼ぶ。杭に網を掛ける際には、網の先端を掛けるのではなく、網端から一・五メートルほどのところを杭に掛けるのである。こうすることによって、網の間仕切りの中に、アゴと称する一・五メートルの袋小路ができるわけである。部屋網の下には五〇～六〇センチメートル間隔でモジを伏せるが、勿論モジの入口以外の網下は石で完全に塞ぐ。アゴの下端部にも一・二コのモジを伏せるが、この場合モジの向きはアゴの内側から外側（岸側）にする。部屋は多くの場合左右両岸に設置する。次に二つの部屋の間の流れの部分に、

適宜に杭を打立てこれにおかざり、注連飾りに似たもので、漁師はざりは稲藁でできた、注連飾りに似たもので、漁師は縄をなう要領で簡単に自作できた。その形は荒縄に一五センチメートルほどの間隔で、稲わらを二、三本ずつ垂れ下げたものを想像するとよい。これを流れに直角に、川底に沈めるように張ると、これで部屋張りの

仕掛けは完了する。この漁法は七月末から九月末ごろまで見ることができたので、上り鮎ばかりでなく、下り鮎にも効果があったものと思われる。遡上してきた鮎はおかざりを通過した時点で、また下降してきたものはおかざりの手前で不審を抱き、おかざりに沿って逃げ道をさがすうちに、岸辺の部屋網の中へ迷い込み、網下の丸い抜け穴から下流へ抜け出ようとして、モジにとじ込められるのである。鮎はあとずさりができないといわれ、ときには一本のモジの中へ、五、六尾がわれ先に入り込み、体半分モジの外に出したままのがいるほどである。部屋網漁の最適期は、濁り水から透明水になる寸前の、細濁り（ささにごり）のときである。漁師は大水後の水の色の変化を見定めてから、急いで仕掛けを設け、水が透明になると、仕掛けを撤去するのである。部屋網漁は水が清く澄んだ状態では、まったく用をなさない漁法であるから、一回の仕掛けの期間は、三日から長くても一週間どまりであった。

禁じられた 築漁

多摩川漁業関係資料（福生市郷土資料室蔵）によれば、天保六年（一八三三）に多摩川下流域でおこなわれていた上り築漁に、上流域の漁師たちが、上り鮎の減少を理由に、また上流域の下り築漁に対して、

下流の漁師が下り鮎の減少を理由にそれぞれ異議を唱えてから、双方が築漁の自粛を申し合わせて以来、多摩川での大型の築漁はおこなわれていなかった。しかしこの申し合わせは羽村堰より下流域についてであって、堰より上流部については除外されていた。現在までに刊行されている多摩川水系の漁業関係出版物中にも、寡聞ながら、大規模築漁についての記述は見当らない。羽村堰上流域で築漁がおこなわれていたとの確証はないが、田村半十郎家文書群中に、友田村（青梅市）の漁師連から、神奈川県宛ての築漁の認可申請の写しが残されているので、築漁の規模を知るためつぎに願書の全文を載せておくことにする。

築漁業願

西多摩郡友田村願人 梶 茂太郎

多摩川通り字方砂川原

一築壑ヶ所 但し幅一五間

奥行六間

右の通り取設、一季築漁業致したく、もつとも本県御布達を遵奉し、堤防治水に□害等は、ならびに該業につき水上下および対岸人民等に障害は一切これなく候間、御許可なし下されたく此段連署をもつて願いたてまつり候也

明治一九年九月三日

右願人 梶 茂太郎

同村漁業人 久下鉄五郎

同郡下長淵村漁業人 関塚重藏

同郡川辺村漁業人 川杉五郎左衛門

この願書によると、羽村堰上の方砂河原に計画された築は、幅二七メートル奥行一一メートルの大型のものであったことがわかる。しかしこの計画が、神奈川県によって許可されたかどうか、またこの願書の写しが、田村家に伝存する理由も定かではない。

以上おもに明治期から昭和前期にかけての、市域多摩川における漁区の変遷と鮎漁について述べてきたが、大正期以降下流域での堰建設によって、鮎や川鯿（さくら鯿）、うなぎなどの遡上がさまたげられた結果、この川における

漁業の繁栄にはかげりが生じてきた。さらに昭和三〇年代以降の経済成長にともなう工場群からの産業廃液の流入、流域の都市化によるし尿処理水の流入などによって、ひとり多摩川にかぎらず、都市を流れる河川は、魚のまったく棲めない死の川に変貌していった。さいわいにも昭和五〇年代以降、清流復活を願う市民の努力と、流域下水道の普及によって、多摩川は往昔の姿に近づきつつあるが、市域にかぎっていえば、かに坂公園脇の大規模排水口が存在が、完全な水質浄化を阻害しているやに感じられる。

平成五年九月八日の「読売新聞」によると、国立市谷保の四谷本宿堰左岸に魚道が完成し、これで多摩川の魚道は河口から羽村堰手前までつながり、さらに今後は羽村堰から上流部に向って魚道の新設を進める、と報じている。いみじくも先出の波江報告書では、多摩川における鮎の成長繁殖のために「羽村上水^{（上）}閘門ニ魚梯ヲ設置シテ、香魚ノ^{（往）}往來スル流域ヲ延長スルコト」と提言している。

第二節 南北田園と用水

市域の北田園一帯の水田造成が本格化するのには、幕末から明治期にかけてである。寛政一一年（一七九）の「村銘細帳」（『近世1』9）に「当村田方用水の儀は、堰神明神下タ玉川を堰あげ、用水道およそ三百間ほど引取り、砂田反別売町ほどの用水にて」とあるように、永田倶楽部下の多摩川から田用水を引いていたことが知られている。しかしこの当時、すでに取入口の水位を上げて取水していたことは、多摩川の水位が低く、取水に難があったことを示している、稲の生育する夏場は、洪水の時期と重なって、水の安定した供給には、相当の苦心があったものと推測される。



図 V-72 南北田園を潤した田用水（昭和45年）

そのためか、寛政三年には玉川上水からの最初の分水願いを提出している。上水からの分水は、多摩川からの直接取水と異なり、常に安定した供給が得られ、その上高低差が大きいことから、水車の動力源としても最適であった。

玉川上水は承応三年（一六五二）の開削以来、江戸市中の過半の飲用水を満たしたばかりでなく、野火止用水、千川上水をはじめとする大小三〇あまりの分水によって、武蔵野新田の開発に大きく貢献してきた。しかし羽村の取水堰に近い福生地域の二か村、福生・熊川両村にとっては、玉川上水は大いに厄介な長物でしかなかった。江戸時代にかぎっていえば、両村に分水は許されず逆に上水によって村は分断され、対岸と結ぶ十指にあまる上水橋の修理、架け替え費用のほとんどは村民の負担であった。このほか上水両岸の堤の草刈りも課役として金納し、さらに取水口羽村堰の修理復旧には、周辺一二か村とともに輪番制の定普請人足の差し出し義務が課せられていた。このような労役の中には、一定の賃金を支給されるものもあったが、一般の労働賃銀より低額で、こうした上水関係の出銭や労役が、村方貧窮の要因となっていたことは事実である。

さきの寛政三年の分水願いは不許可に終わっている。それから一七年後の文化五年（一八〇〇）には第二回目の分水願いを提出するが、これも聞き入れられていない。両度の上願が却下されたため、福生村は、文政八年（一八二五）に入ると従来の永田倶楽部下の取水口から一・五キロメートルも上流の川崎村（羽村市）から用水路を導いている。この水源については、玉川上水の取水

口直下に設置されている余水吐の付近から、大量に流出する上水の洩水を、川崎村が河原水田用水に利用していたので、福生村がその流末をもらったものと考えられる。この水路の通っていた地点をあげると、市営競技場、かに坂公園、長徳寺下、永田倶楽部下などである。川崎村からの導水は安定した取水は約束されていたが、多摩川の崖下沿いを通過するために、洪水期には流失の危険のあるきわめて手の掛る水路であった。幕末期に、名主田村勘次郎らの主導で開設した川崎村からの用水路は、昭和二年九月のキャサリン台風によって、長徳寺下と永田倶楽部下の水路が欠壊するまで、南北田園を潤す主要な用水路としての役目を果たしていた。洪水期の不安を抱えながらも、川崎村用水によって、比較的安定した水の供給を得て、福生村の水田規模は次第に拡大していった。

田村家の酒造 創業と水車

田村家興隆のはじまりは、文政五年（一八三三）に、当主勘次郎によって始められた酒造業の順調な進展にあったといえる。この時期は、福生村の河原開発が一応の安定期に入り、そこから収納される

大量の米の処分問題が、田村家を酒造開業に踏み切らせた大きな要因である。この点後年の熊川石川弥八郎家の酒造創始が、自村下の河原水田から得られる米の有効消費にあったことと、軌跡を同じくするものである。天保九年（一八三八）四月に入ると、田村家では、勘次郎の孫娘さきに、上川原村（昭島市）の名主指田七郎右衛門の三男主蔵をむかえて養子縁組をする。主蔵はのちに十兵衛を襲名して、名主役を引き継ぐが、非常に才知に長けた人物で、家業の酒造業では、幕末から明治初期にかけて、東京・埼玉・神奈川のうちに、二十数店の酒造業者を自らの傘下に収めて、関東でも屈指の実業家に成長する。また多摩郡下の村々の、争いごとの調停役を代官から依頼されるなど、公私にわたって活躍し、政財界に数多くの知己を得ている。のちに十兵衛の知友として田村家の発展に貢献する羽村の指田茂十郎や、砂川村名主村野源五右衛門らは、羽村堰の定普請人足差出しなど、上水諸役の遂行を通じて、十兵衛の

知遇を得た人たちである。

先述のように、玉川上水からの分水を望んだことは、田用水のほか、水車の動力源として利用する目的があった。幕末から明治期にかけて田村家の日記には、「上^かミ車」・「下^しモ車」の二つの水車が稼動していたことが記されている。ともに河原水田の用水路に架設されていたものであるが、上ミ車の所在地を推定できる次のような記述がある。元治二年（一八六〇）二月一二日の深夜、上ミ車から出火し、近くに積んであった麦一〇二俵も焼失した。翌一三日の日記では「大神伊右衛門上川原久蔵そのほか見舞に参り候、出火鎮り候て、皆々引きとり候、宿^{しゆく}あ、やしき中福生は人足残り、ほかは当番のみ残り候、灰はきいたし焼のこり麦六〇俵たわらにこしらえ候」（傍点筆者）と記している。宿^{しゆく}あ、やしき、中福生の三つの集落に近い水車は、福生高校正門付近にあたる所にあった水車と考えられる。この水車は、のちに永田に嶋田水車が開設されてからは、「中^なの車」と呼ばれるようになり、水車の跡地は昭和四四年に、多摩河原土地区画整理事業が始まるまで残っていて、広大な水田地帯の一隅に、老櫓が一本そびえ立つ、一五〇平方メートルほどの広さの空地であった。下モ車は現在も、そのままの家号の市内中福生の村野弘一方で、大正期まで稼動していた水車である。

上ミ車、下モ車の二つの水車のうち、上ミ車は当初から酒造田村家の親族の経営であった。下モ車についても、明治一〇年代までは、明らかに田村家の支配下におかれていたことが、田村十兵衛の明治九年「丙子日記」によって確認できる。

明治九年一月六日夜一〇時過ぎ、下モ車の水車が全焼する。翌七日には青梅警察から巡査が派遣されて、火災原因などの調査がおこなわれるが、このときは水車の使用者ではなく、本来の所有者である園太郎が責任の対象となっ



図 V-73 中福生下の水車 (大正7年) (井上卓三蔵)

ている。その月二一日にはやくも下モ車水車の復旧に着手し、水車本体を砂川村大工林蔵に一式一四〇円、覆家おおいやは青梅大柳の大工荒井由蔵に一式一〇〇円で、それぞれ契約を取交わしている。さらに翌一〇年

二月 七日 下モ車建て前始め、車大工林蔵参り仕事始め候

八日 下モ車家作建て前日待いたし棟梁荒井由蔵へ壱円祝儀、

ほか五人へ壱円、土方五人へ拾二銭ツ、遣す

廿八日 下モ車普請へ行く、今日はじめて車回す、今日まで土方

やとい候

三月 四日 車大工総仕上げ、帰宅す

これらの記述は田村家の河原水田の経営規模の大きさを示すと同時に、酒造の精米用として、水車が重要な役割を果たしていたものと考えられる。しかし、二つの水車とも、田村家の酒蔵からは、相当離れた場所にあり、同家ではもっと酒蔵に近接した水車の設置を望んでいた。さらに酒造りには大量の水を必要とした。そこで田村十兵衛は、第三回目の玉川上水からの分水願いを計画する。過去二回の、水田用水を主目的とした分水願いは、いずれも不採用に終わったが、河原水田の用水は、川崎村からの導水によって、ひとまず確保されていた。そのため今回は、田村家の飲用を目的とした分水として請願した。おそらく十兵衛の意図したものは、将来分水量の済なし崩すしの増量のための足がかりとして、当面小口径の分水を願い出たものであろう。田村

家の飲用としての分水は、慶応三年（一八六七）一月に許されている。果して十兵衛の思惑どおり、分水の増量は最初の許可から約八年後に実現する。十兵衛は、この分水願いを提出するにあたって、分水の二字を使わず、井戸へ水を溜めるための呼び水「水溜め呼井」の語を使用する。徳川終焉期ながら、封建時代に私用のための分水が、許可された例はきわめてめづらしいとされている。いわゆる田村分水が、どのような経緯を経て許可になったかを知る資料をもたないが、『近世3』所載の三点の資料と、田村家日記の記述から、田村分水の大略にふれてみよう。

田村分水の完成 と屋敷内水車

田村家が、玉川上水からの分水願いを提出するのは、日記の記述から慶応三年（一八六七）三月一日と判明しているが、その内容の詳細はわかっていない。現在田村分水に関するものとして残っているのは、「福生村名主十兵衛呼井一件羽村水番人控」（『近世3』31）と題する慶応三年一月付の資料である。これは田村家の水溜め呼井出願に対して、普請方役所が出した認可のための、いくつかの条件について、これを了承した旨の、田村家側から提出した承諾書（請書）である。この請書の内容から、出願から許可にいたる経過をたどってみよう。

玉川御上水御堀付私居屋敷内堀井用立てがたく、飲み水の儀従来湧水相用いまかりあり候処、安政度洪水以後追追水口相減じ、去る寅年春以来一切湧水絶え果て、必至とさし支え余儀なく堀井およそ拾畚余り掘り立て候えども、更に水気ござなく、実にもって当惑つかまつり候につき、御上水より少々の引水頂戴つかまつりたく、呼井一ヶ所願いたてまつり候

玉川上水に隣接した田村家の屋敷は、従来掘井戸が困難なため、飲用水はすべて崖下の湧水に頼っていたところ、安政年間の洪水以来、次第に水量が減少し、昨年の春になって湧き水はまったく途絶えてしまった。そのためあらた

に、十数メートルの深さの井戸を掘ってみたが、水気がなく生活に支障をきたしている。このような状況を御諒察の上、玉川上水から少々の引水を許可して欲しい、というものである。事実広大な田村邸内には、酒造りに適した水の湧き出し口はなく、邸外に隣接する禪宗長徳寺の、山門近くの掘井戸から酒造用の水は汲み運ばれていた。この井戸がいつ頃掘られたかは不明であるが、水運搬専用の木戸を特設するほどであったといわれている。田村家の出願に対する上水役所側の条件は

新規の儀、容易ならざる筋、たとい吐捨水これなく候とも、日用の儀、右補い水減増方これなくては、ほかほかへ差ひびき、御差免相成りがたく（略）

新規の分水許可は、決して容易なことではなく、たとい水槽に水を溜めるだけで、余分な水を一切流さないとしても、分水した分だけ上水の流水量が減少して、ほかへの影響が大きいので、それに見合うだけの水量を、何らかの方法で補充することであった。この要件を満たすために、田村家側でとった方策は

御上水路分水の内、南野中新田組合分水へは、砂川村引取りそのほか合流の場所につき、右流末帰流新堀筋堀割入用冥加として出銀つかまつりたき旨、水見廻り役ともども、厚く歎願たてまつり候処、出格の御取調べをもって、右流末戸倉新田地内より、新規堀筋堀割り、鈴木新田組合分水堀へ合流、水下モ下小金井新田地先にて御上水堀へ帰流助水の積り（略）

玉川上水分水のうち、南野中新田組合（国分寺市）引取分水は、砂川村分水の一部を流用すること、砂川分水の流末に当る戸倉新田（国分寺市）付近から新規に分水堀を掘割って、鈴木新田（小平市）組合分水堀へ合流させ、さらにその流末を、下小金井地先でふたたび玉川上水に戻すことで補い水とすること、各分水を合流させ流末をふたたび

玉川上水に戻すための工事費用のすべてを、田村家で負担すること、などで関係村々の了承を得た。なおこの工事に田村家で支払った金額は、金三一兩と銀二匁であった。慶応三年一月、田村家念願の邸内への分水が実現した。『東京市史稿』では、このとき許可された田村分水に関して次のように記している。

福生村名主田村半十郎引取分水

一 丸繰抜樋 差渡二寸五分 長十四間 呑用水

此水積四坪九合三勺八才 但吐水これなく居り水

これによって田村分水は、口径七・六センチメートル、長さ二五メートルの円筒状の樋で、邸内の貯水槽へ取水していたことが知られる。樋の断面積（水積）は、四五平方センチメートルで、上水関係の取水口の面積を表わす単位、寸坪（一寸四方を一坪と呼ぶ）に換算すると、約四坪九合である。この水量では、田村家の最終目標とする水車の動力源としては、力不足であった。

分水開始以後、上水普請役所は田村家で守るべき五か条からなる心得書を提出させている。その内容は、常に洩れ水に留意すること、規定量を越える水が流れ込むような場合には、樋口に栓を打ち、吐捨て水のないように心がけること、などであるが、さらに次のような規則が付加されていた。

家族飲水そのほか日々実用は格別、泉水がけそのほかすべて栄耀に相用い候儀、決して相ならざること。近隣そのほか知音のものたりとも、屋敷外へ汲み運び候儀一切つかまつるまじきこと

田村家の家族が日常に使用する以外は、池水などのぜいたくなものには、絶対に使用しないこと、たとえ隣近所、知り合いの者であっても、屋敷外へ水の汲み運びは一切しないこと、という内容のものである。水の使用について、

こうした厳しい規制はあったが、ともかく同家の生活用水の需要を賄うには充分なものであった。翌慶応四年の「戊辰日記帳」の巻頭では

去年の冬、大君の深き恵をもて、幾千代にかぎりなく、

玉川御上水を永々分け賜りたてまつりければ

よろず代や過ぎぬためしの初手水^{はちようす}

福泉舎主人

と、宿願を果たした感激を俳句に詠んでいる。同年正月二日の条では「呼井みな出来、御見分として羽村御陣屋早乙女清太郎様、佐口正吉様、茂十郎参り候」と早速田村家への上水役人の立入りが記されている。これ以後、呼井の見分はときどきおこなわれているが、正月の年始の礼は恒例となり、明治二年には森左太夫、明治三年中村小令史、明治四年には、のちの土木大令史清水元一郎らが田村家を訪れている。

その後の田村家分水の消息をみると、八年後の明治七年（一八七四）の福泉舎（十兵衛）「甲戌日記」には、次のような記述がある。

十二月十二日 半十郎（十兵衛の長男）砂川泊り

十三日 半十郎砂川より帰る、分水相談はじまる

十五日 半十郎砂川へ行き、水ゆずり方相談相頼み候、茂十郎（水番人）出京

十六日 半十郎、砂川源五右衛門（上水見廻り役）同道出京

十七日 半十郎分水一条にて、横浜へ添翰相頼み候

廿日 半十郎、茂十郎帰る

廿一日 砂川源五右衛門、茂十郎参る

廿二日 砂川より沙汰あり、茂十郎同道砂川へ行

廿三日 黒くわ八人、昼よりまた四人参り樋の道ほり、東京府少属久保平一様分水御見分として御出御泊

廿四日 黒くわ参り樋いけ

廿五日 久保様人力にてお帰り

廿六日 黒くわ五人参り分水寛かひこしらえ

これらは分水の増量に関する動きを記したものである。

翌明治八年の日記では、

徳川様幕府御職中、御当番御老中松平周防守様お取扱いをもって、去る慶応三卯年十一月、玉川上水より当家永世呼井下しおかれ候処、去月神奈川県御添翰をもって、東京府上水課へ願ひ出ければ、先々有りきたりの樋口へ合併、寸坪拾六坪増水仰せつけられければ

恵ミ得し水あたたかし初手水

おもう儘水賜りてうめの花

とある。かくて分水は、従来の三倍強の、一六寸坪（一四七平方センチメートル）に増量を許されたのである。見開きに句を添えたのは、その喜びを書き記したものであらう。

こうして田村家は酒造創業から約半世紀を経て、念願の充分な分水が実現し、屋敷内に水車を設置する目途が開け

たわけである。早速、指田茂十郎に依頼し、人足四人を使って一月二日から分水堀予定地の測量に入った。堀の工事は、二月一日に開始され、一三日で完工、一七日には通水がおこなわれた。

屋敷内水車については、砂川村の水車大工、吉五郎が請負うことになり、九月二一日の日記には、吉五郎設計の水車各部位の寸法が記されている。これによると水輪の直径は一丈七尺（約五メートル）、そのほかに大真・二間呼真二間半などの記載がある。邸内水車の組立ては、同年一月一日から始まり、二七日に完成している。

田村分水が増量されたことは、福生・熊川両村の水田にも恩恵をもたらした。分水堀は約五〇〇メートル下流の、福生三二五番地付近で、永田倶楽部下を通る川崎村からの用水と合流した。この合流点付近から、水流は二分されて、右側の柳山公園沿いに流れる水路を熊川堀、水田の中央を流れるものを車堀と称した。車堀は約三〇〇メートルほどのところから中川堀を分流させる。

この分水堀の現況は、福生高校北交差点付近の島田京子宅裏までは、従来どおりの開渠であるが、田用水堀としての役目を終えた現在は、多摩川中央公園の遊水施設への導水路として、暗渠となってその命脈を保っている。

第三節 福生における渡し場の変遷

福生市域と、対岸の秋川市を結ぶ多摩川の渡河地点は、鉄道橋を除くと、上流から永田橋、多摩橋、睦橋の三橋である。これら三地点とも、本格架橋がなされる以前は、船によるいわゆる渡船での通行であった。このうち永田橋付近にあった渡船を福生のわたし、多摩橋付近にあったものを牛浜のわたし（のちに森山のわたし）、睦橋付近のもの



図 V-74 昭和13年頃の永田橋（「福生の渡し場」に板橋完成、後方は柳山緑地）（細谷信孝家蔵）

を熊川のわたいと呼んでいた（傍点筆者）。これら三つの渡船場の明治期以降の消長を、旧村役場資料をとおして、たどってみよう。

福生の渡し の 繁栄と衰退

秋川市の草花地区と、本市域の永田橋東詰付近を結ぶ渡船である。この通りを、明治大正期の資料では、それぞれ「五日市扇町屋線」^{おうぎまちや}と呼び、江戸時代の記録では

「町屋街道」としている。呼び名が示すように、古くから扇町屋村（埼玉県入間市）にあった、主に穀物を中心とした市場へ往来の商人たちの利用が多かったようである。山方の五日市・平井方面から、平井川に沿って東進し、草花地区の通称「とい（樋）坂」と呼ばれた急坂を過ぎると、多摩川の渡しである。明治中期以前は、この坂道が急峻ゆえに、ときには人馬の転倒による負傷事故があったほどの難所であった。明治一〇年三月一七日の田村家日記（田村半十郎家文書）には「慈勝寺馬まち、政吉樋坂より落ち、怪我いたす」とある。政吉は田村家の雇人である。そのために商品搬送の通路としては、下流の牛浜の渡しが利用されていたようである。明治中期以後、このような不便を解消するために、樋坂（豊坂）は現在の形に改修された。これによって以後人馬の通行量は飛躍的に増加した模様である。樋坂の改修は、福生村の有力者数人の資金援助で成されたといわれているが、改修時期その他詳細を資料によって

確認することは、現在のところできていない。福生の渡しのの発着点の、永田倶楽部下付近から、田村酒造場正門前を通り宮本橋へ抜ける道を宿通りしゆくと呼び、上宿かみじゆく、下宿しもじゆくの屋号を持つ家が残るほどで昔は相当の賑わいだったことを物語っている。宮本橋を渡ると、奥多摩街道を横切り神明社、福生病院前を経て箱根ヶ崎から埼玉方面へ至る。

現在確認できる資料によると、ここでの渡船営業は、明治三十三年（一九〇〇）八月に、村尾春吉による東京府への出願が初見である。当時渡船の監督官庁が、水上警察署であったため、同人から警視總監大浦兼武へ出された「乗合船営業免許願」を見ると、当時の渡船場の規模のおおよそが判明する。それによると、船は二艘で、うち一艘は人員四〇人、牛馬二疋、荷車六輛、貨物六〇〇貫（約二トン）積載可能であり、他の一艘は二〇人乗り、貨物三〇〇貫（約一トン）と比較的大型の船であった。また秋から冬にかけての湯水期には、板橋による通行がならわしであった。ただし板橋による通行の際は、料金は半額又は無賃であった。また同時に提出された「舟子免許証下付願」によると、船頭は細谷八十吉、金子常吉、内田半蔵、笹本勝右衛門、村野角蔵、井梅徳左衛門の六人であった。なおこのときの「渡船賃金額調書」によると、徒歩一人の運賃は一銭、荷車は一輛挽夫かきとも二銭五厘であった。表は明治、大正、昭和三期の渡船運賃を示したもので、三期を通して運賃にほとんど大きな変動はみとめられない。

明治時代中期以後、樋坂の改修によって、人馬の通行量が大幅に増加したことを記したが、大正期の資料から福生の渡しのの通行量を推測してみると、例えば大正二年（一九一三）の四月から、権利金二二〇〇円ほどで渡船営業権を落札した、前述の元船頭細谷八十吉は、同五年三月までの満三年間に、月額六〇円ずつを村役場へ納付して、期日までに完済している。月額六〇円は徒歩六〇〇〇人分、荷馬車では一五〇〇輛分に相当する。これをみても樋坂改修後の福生の渡しのの賑わいのほどが想像される。

第3節 福生における渡し場の変遷

表 V-15 福生の渡し「渡船運賃表」

(増水の際は舟子一人を増すごとに下記賃銀の倍額)

種目	明治 36 年		大正 14 年		昭和 4～8 年	
	運賃 1 銭	備考	運賃 1 銭	備考 10 才以上	運賃 1 銭	備考
徒 歩 一 人						
荷 車 一 輛	1 銭 5 厘	挽夫は徒歩の賃銀を申受く				
人 力 車 一 輛	1 銭	乗客挽夫とも徒歩の賃銀申受く	3 銭	挽子とも	3 銭	
牛 馬 一 頭	2 銭	牛丁馬丁とも徒歩の賃銀申受く	2 銭	馬丁とも	2 銭	
荷積馬車 一 輛	4 銭	馬丁は徒歩の賃銀申受く			6 銭	
積荷小車 一 輛			3 銭	挽子とも	3 銭	
自 転 車			2 銭	人とも	2 銭	
自動自転車			3 銭	人とも	3 銭	
自 動 車			15 銭	乗客・運転手とも	15 銭	

しかし福生の渡しの際の繁栄も、大正一四年にいたり、五日市鉄道（五日市線）の開通、多摩橋の完成により通行量は激減して、衰退に入るのである。大正一四年から三か年、権利金三二四五円で、あらたに渡船営業権を得た井梅弥十郎は、毎月の売上高から村への納付金九〇円を、その年の一二月まで順調に納めていたが、一五年に入ると支払をまったく停止する。この理由として井梅は「拙者ゆずり受け候てより、出水ひんぴんとして、これが架橋工事、連絡道路などの改修に莫大の経費を要し、経営困難におちいり、同年一月以降の上納金は納入不可能に相なり候のみならず、かろうじて生計を営む窮状につき（略）」と渡船営業の不振を訴え、同年一〇月にいたり営業権を放棄している。その上放棄までの未納金一〇か月分九〇〇円も免除となり、さら

に保証金三百数十円も「天災不可抗力」を理由に返還を受けている。旧村役場資料でみるかぎり、井梅の渡船営業の不振理由を天災としているが、事実は大正一四年に相ついで開通した五日市線と、多摩橋に客足を奪われたためとみられる。井梅が営業権を得るための権利金は、三千数百円であったが、多摩橋、五日市線の開通後に営業権を得た細谷俊一は、五分の一の六五〇円で落札している。二つの新交通機関の開設によって、福生の渡しの利用者が五分の一に減少したことになる。

これ以後福生の渡しは、古谷友次郎、細谷弥八とつづき、この頃から渡し舟は姿を消し、昭和一五年には高崎正吉が渡船営業権を引き継ぐが、年間を通して木造橋による渡橋代銭の徴収であった。昭和一〇年代は陸軍の飛行場の建設などで多摩川の砂利類の需要が高まり、この橋の幅員も約九尺（二・七メートル）ほどの、砂利を積載したトラックの通行可能な堅牢なものであった。しかし戦争の激化とともに資材不足となり、加えて応召による壮健架橋労働者の不足などから、橋の幅員も一メートル以下の、徒歩のみ通行可能な仮橋に縮小された。福生の渡しは昭和二四年、東京都による永田橋（木橋）の架設によって、その使命を終えた。

牛浜の渡しから

森山の渡しへ

五日市街道は、もともと開府間もない徳川幕府が、西方からの侵入者を防ぐために設けた檜原番所（関所）への、いわば軍用道路であった。そのうち、江戸の発展にともなって、大消費都市と生産地を結ぶ経済道路として、重きをなすに至った。とくに地域を秋川谷にかぎっていえば、享保期（一七六〇～一七九〇）以降旧来の伊奈市に代わって、五日市が山方の炭を独占して扱うようになると、それらを運搬する荷駄や、商人たちの通行で賑わいをみせてくる。これらの人々たちにとって、二宮宿はすれから、牛浜坂までの多摩川越えは大きな関心事であった。とくに夏場の出水期の川越えは、かなりの苦痛であったに違いない。この辺りは平井川との合流点でもあ

るため、大小二つの川を横切ることになり、洪水によって浸蝕された氾濫原は、幅員が一キロメートルにもおよぶほどであった。五日市街道の多摩川越えは、牛浜坂下に渡船の発着点があったことから、江戸時代は牛浜の渡しと呼ばれ、渡船や河川の道橋の管理は熊川村が受持っていた。牛浜渡船の起元が、いつ頃からか定かではないが、『八丈実記』（近藤富蔵）や『八丈島流人銘々伝』（葛西重雄・吉田貫三）などには、「武州多摩郡熊川村の内、牛浜船頭助内」の記述があり、これが記録に載る牛浜の渡しの初出である。享保七年九月、多摩郡伊奈村の惣左衛門が、大金をふところに、牛浜の渡しへ差しかかったところ、船頭の助内に所持金を奪われる事件がおこった。助内は逃亡三年で逮捕され、八丈島で七年の流罪ののち釈放されている。

その後、明和安永期（七六〇～八〇）に多摩川の本流は、それまで福生市側に流れ寄っていたものが、この頃をさかいに対岸の秋川市側を主に流れるようになった。これは福生村の河原水田の開発と密接にかかわるものである。享保の改革の一環として、多摩川流域村々でも、享保一年から河原水田の開発に着手するが、福生村の新田開発はこれよりやや遅れ、元文（七三六～四〇）から宝暦（七五二～五三）頃とみられ、明和年間には、河原水田防護のための築堤も進んでいたようである。安永元年（七九二）、二年の洪水で秋川市側の水田が潰滅的な被害を受けたが、この原因は福生村の築堤による流路の変化であったといわれる。このうち多摩川の本流は、おもに秋川市側を流れるようになったが、本流が常に秋川市側を流れても渡船の管理責任は熊川村にあった。幕末から明治一五年にかけて、福生・熊川両村の河原水田が完成し、この水田防護のための延長三キロメートルを越す堤防が完成する。この結果多摩川の本流は、牛浜坂をはるかに離れた秋川市側を定流するようになり、明治二三年（一八九〇）五月、熊川村議会は牛浜の渡しを、対岸草花村へ移譲することを議決している。以後牛浜渡船は森山渡船と名称を変え、それまで無賃だった冬期の橋による



図 V-75 昭和4、5年頃の熊川の渡し（乙津不二男家蔵）

通行も、明治二六年一二月からは「橋梁費ことのほか不足を生じ」との理由で、渡船賃の半額を徴収することに改められている。森山の渡しは、下草花村の幕府領分年寄役をつとめた山本佐兵衛、山本兵左衛門の両人が世話役となって、大正一四年多摩橋の開通までつづいた。

熊川・小川両村の渡しを巡る確執
熊川の渡しは、拝島駅から真福寺付近を経て秋川市小川へ通じる多摩川の渡しである。福生の渡しが、

平井川沿いの村々へ通じているのに対して、熊川の渡しは、おもに秋川沿いの村々を経て、五日市、檜原方面と結ぶもので、資料によると五日市拝島道と称していたようである。この渡船の起元も不明であるが、中世期に栄えた小川氏や二宮城、戦国末期の高月城などとの関連から、相当古い時期の開設が考えられる。

近代の熊川渡船に関する記録の初見は、明治三六年四月、石川弥八郎から警視総監に宛てた「乗合船営業願」である。それによると、渡船は四三人乗りと二三人乗りの二艘で、船頭は石川勝五郎ほか二名である。渡船賃は「草花村渡船場渡船賃および橋代とも、同様の賃金を往來人より請求し、通行さしつかえなきよう仕り度（略）」とあるので、上流二渡船と同額を受取っていたようである。



図 V-76 熊川村と小川村間の多摩川の橋（明治期）
（石川彌八郎家蔵）

熊川の渡しは、明治三六年五月に営業を認可されているが、前述の福生渡船が、明治三三年（一九〇〇）に開設されているので、三年ほどの遅れが見られる。これについては対岸の小川村も、同一場所へ渡船開設の意向があり、熊川・小川両村間の調整に手間取ったものである。明治三三年一二月、石川弥八郎は最初の渡船出願を東京府知事宛てに提出するが、同時に出された「渡船橋梁願、一個人をもって出願の理由」（石川彌八郎家文書）の中で、両村間の交渉の経緯を詳述している。以下はその大要である。

熊川村地内、五日市拝島道の多摩川の通行については、昔から内出、南^{みなみ}両部落七〇軒の負担で、湯水期には無賃の仮橋を架けて、通行人の便宜をはかってきたが、何分毎年のことゆえ、費用がかさみ、五、六年以前から有料の渡船出願の気運がおこり、その手続きを進めていた。しかし渡船営業を始めても、船の新造や、橋梁費を多額に要することなので、当分の間は欠損が見込まれるが、年来熊川村人民の義務として受持ってきた道路のことでもあり、採算を度外視して、さきごろ渡船出願におよんだ次第である。ところが東京府において、対岸小川村の賛同を得ることを認可の要件に指摘され、願書は返却された。そこで小川村へ承認を求めたところ、同村でも渡船出願の意向であることを理由に調印を拒否

し、これによって熊川村の出願は見送りとなっていた。そのうち小川村一村にて渡船を開設したい旨の申入れがあったが、多摩川の流路は洪水の都度変化し、さらに水量や水深の度合などによっても、渡船通路の位置が変動することなどを理由に、小川村の申入れを断ったいきさつがある。先ごろ小川村は、道路の管理義務のある熊川村へ無断で、渡船の開設を強行した。そのため熊川村は、小川村の行為を郡役所へ報告したところ、役所は小川村の船は堤防工事用で、免税になってはいるが、渡船の許可は出していない旨の回答であった。熊川村では、これ以上詮索することなく、例年のとおり冬の架橋をしたところ、数日後小川村でも、そこから三〇メートルほどの所へ、仮橋をかけて対抗してきた。ところが熊川村の橋は無賃通行であるために、小川村としても橋代錢の取立てができず、無賃の橋が二つ並んで、只々奇観を呈しているにすぎなかった。熊川村は昔からの慣例どおりの無賃架橋なので、別段小川村へ相談の必要もなく、そのまま放置していたところ、小川村の渡船もその後姿を見せず、架橋もその年かぎりであった。しかしながら、人馬の通行量は日ごとに増加の一途をたどり、往来に支障をきたすようになったため、小川村との協調が得られないことから、石川弥八郎個人の意志をもって、郡役所へ出頭し、両村共同での渡船か、あるいは採算を度外視した弥八郎個人に開設の許可を与えるか、いずれにも人の通行の便利を第一に計って欲しい旨を嘆願した。その後毎年のように嘆願をつづけたところ、そのつど郡役所は両村々長へ渡船についての意向の打診があり、村長はそれぞれ村民と協議の上で、ついに熊川村関係村民と、小川村村民代表とが、熊川渡船の開設について話し合いをもつこととなった。ところが小川村は、熊川村がこれまでも数千年来無賃の架橋をしてきた事実を無視して、両村対等の立場で組合渡船とするよう主張した。これに対して熊川村は、これまで先祖より、無報酬の架橋をしてきた歴史もあり、両村対等での運営には反対であった。熊

川村としては、江戸時代は課役として、無賃の架橋をおこなってきたのであるから、これは不問とするにしても、明治に入ってからすでに三〇年あまり、この間の費用を年間三〇円としても一〇〇〇円以上の架橋費を負担している。今後熊川渡船を、両村共同で運営するについては、代償として、熊川村に居住する人民は、永久に無賃にて渡船渡橋することを第一条件とし、さらに過去の支出に対する代償として、金銭若干を小川村から熊川村へ支払うことで、小川村へ五分の権利を付与することに、合意が成立した。しかし両村合意文書の取り交わしの段階になって、小川村から違約の申出があった。それは熊川村の住民たりとも、他人の荷物を運搬する場合は、渡船賃、橋代を徴収すること、これが受け入れられなければ調印はできない、というものであった。そのために両村共同での渡船運営の協議は不調に終わり、そのまま今日に至っている。小川村は、昔から熊川村人民の架設した橋を、無代価で通行していたものであり、渡船場開設予定地から、居村（小川村民の住んで居る所）までは遠隔であり、ただただ熊川村の渡船出願を妨げるために、調印を拒絶するのであって、人々の通行の便宜を計る意志は毛頭ないのである。熊川村は数千年來徳義上架橋し、人々の通行に便利を与えてきたのであるから、小川村と権利も同等にしたならば、祖先に対して顔向けができない。しかしながら、このままの状態で放置したならば、永久に渡船渡橋の設置が困難である。何とぞ事情御洞察の上、熊川村渡船の開設許可を与えて下さるよう（略）熊川村渡船の開始が、福生村渡船よりも三年ほど遅れた理由はこのような経緯によるものであった。この渡船も上流二渡船と同様、大正一四年の五日市鉄道や、多摩橋の開通によって、存在目的が薄れ、やがて衰退していった。

第四節 玉川上水分水計画

熊川村は多摩川の左岸の一〇メートルを超える崖線に沿って発達した集落で、江戸時代に領主によって掘られたといわれる数か所の「地頭井戸」と、崖から湧出するわずかの水を生活用水としていた乏水の村であった。

熊川村がはじめて玉川上水からの分水を願ひ出るのは、寛政三年（一七九一）である。石川元八家文書によると、取水口径八寸×一尺六寸、一二八寸坪の分水を得られるならば、四一町三反八畝歩の畑が水田となり（畑田成り）、約二七〇石の増石が見込めるとして出願している。この年には福生村も分水願ひを提出しているが、両村とも不許可に終わっている。江戸時代の玉川上水分水に関する熊川村の資料はこの一通のみである。

熊川村がはじめて玉川上水から分水を許されて、全村民待望の熊川分水として完成するのは、明治二三年（一八七〇）一月である。完成までには、運動期間も入れて一七年の歳月と、一万五百円余りの巨費を投じている。元来上水から分水を得るには、本章二節「南北田園と用水」でも触れたように、きびしい制約があった。熊川分水獲得のために、長年月にわたって奔走したのは石川弥八郎（千代蔵）である。彼はその活動を編年ふうにとまとめた手記を残している。本節は手記をはじめとする石川彌八郎家の分水関係資料を通して、熊川分水完成までの経緯と、弥八郎の分水獲得運動の背景について概観しようとするものである。なお、ここでの分水量は、玉川上水に設置する取水口の面積で表わし、「寸坪」（九・一八平方センチメートル）を単位とする。

弥八郎の分水誘致運動の展開

幕末の慶応三年（一八六七）にいたり、田村十兵衛は玉川上水からの分水を、自家の飲用のために許されてゐる。その八年後の明治七年には、取水量をそれまでの三倍強に当る一六寸坪（約一四六平方センチメートル）に増量を許され、早速その年のうちに屋敷内水車の運用を開始している。田村家では家業の酒造りに欠くことのできない水車の動力源としての必要から、長年の運動が実って、分水を得たものである。十兵衛の実の兄である熊川の石川弥八郎（和吉）は、文久三年（一八六三）から多摩川の対岸、小川村の森田儀左衛門家の酒造蔵を借用して酒造業を始めるが、明治期に入り熊川村下の河原水田が安定し、そこから生産される米の収量が増大するにつれて、これまでの借蔵を廃して自邸内に酒造蔵を開設する気運が高まってきた。酒造蔵開設には、蔵に近接した原料米精製のための水車の設置は必須要件であった。石川家の邸内酒造の実現には、まず動力源としての水を屋敷内に引き入れなければならなかった。

熊川村は先述のように、地形的にも多摩川からの取水が困難な土地である。そのために、いきおい玉川上水からの分水に頼らざるを得なかったのである。石川家が村の最南端部に位置し、しかも玉川上水から比較的離れているところから、分水を独占して、直接邸内に引き入れることは不可能であった。そのために、分水獲得に取り組む弥八郎には、村民の飲用水確保と灌漑^{かんがい}を、前面に出した運動姿勢が見うけられる。この点田村分水の成立経緯とは異なる。熊川の分水に関する願書類は、すべて出願母体は熊川村、または明治八年以降近隣五か村が連合して呼称した多摩村を名乗っている。

明治期の熊川村における一連の分水運動は、当時の戸長（村長）石川弥八郎が先導し、これを福生の田村家が後援して成功したいきさつがある。石川・田村両家の関係は、田村分水の稿でも触れたように、幕末期に昭島市上川原町

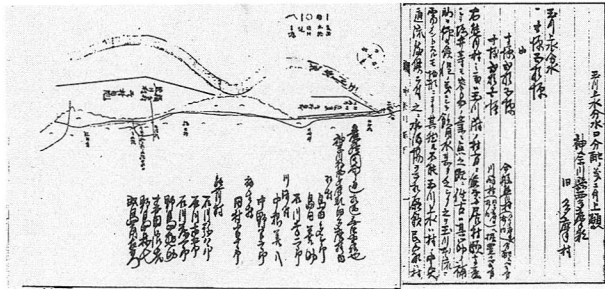


図 V-77 玉川上水分水口分配の上願書（森田美芳家文書）

の指田七郎右衛門家から、和吉、圭藏の兄弟がそれぞれ養子に入り、熊川村、福生村の名主役を務めていた。さらに明治期に入り、田村家へ入った圭藏（十兵衛を襲名）の次男千代藏が、ふたたび石川家へ養子に入り戸長を務めている。

そのような関係から、本稿で使用する石川家資料中に福生と記述があれば、多くの場合田村家を指すものであり、田村家側資料に熊川とあれば石川彌八郎家を指している。

なお石川家の当主は、代々弥八郎を襲名するために、分水誘致運動に取り組んだ弥八郎が、誰であるのか判断に苦しむことがあるが、明治六年の時点では、和吉六〇歳であり、養子の千代藏は二四歳である。したがって和吉の指示によって、千代藏（弥八郎）が、各方面との折衝に当たったとみるのが妥当と思われる。

弥八郎が玉川上水からの分水運動に傾注する時期は、明治六年から、同二三年にかけてである。ちょうどこの時代には、行政区画の変更がしばしばおこなわれ、明治八年には、神奈川県下第十二大区第六小区に編入されていた熊川・福生・羽村・川崎・五ノ神の五か村が、区制の廃止によって合併し、多摩村と称した。その四年後の明治一二年に多摩村の村議会が開設された頃から、田用水費や堤塘費（堤防の築造、維持などの費用）などの負担をめぐって、水田の少ない羽村・川崎・五ノ神の三村と、水田を多く持つ福生・熊川の二村とが対立して、多摩村の分村問題にまで発展した。明治一五年に入ると、分村派の羽村・川崎・五ノ神三村の主張が通り、神奈川県から

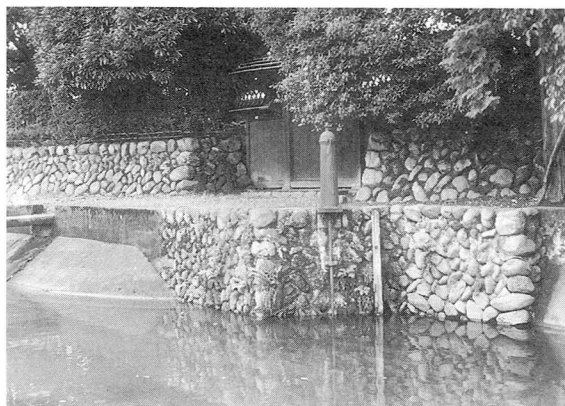


図 V-78 田村分水取水口

分村許可が下り、多摩村は解体して、五か村は旧名に復して、それぞれ独立村となった。しかし明治一七年には、またまた町村制度の改正があり、かつて多摩村を構成していた五か村は、ふたたび連合することになり、連合戸長役場を五か村のほぼ中央部にあたる川崎村宗禅寺において、川崎村、外四ヶ村、連合と呼称した。この形態は明治二年まで存続したが、熊川村の分水運動は、行政区画の変遷のはげしいこの時期に当たったために、従来の熊川村ではなく、多

摩村または連合村を名乗る場合が多い。

田村分水を

熊川へ

弟の田村十兵衛（圭蔵）が、慶応三年に自邸内に分水の引き入れを成功させると、兄の石川弥八郎（和吉）も、

明治六年頃から玉川上水の分水取得に乗り出している。これは先述したように、酒造蔵新設と密接なかかわりをもつものであった。つまり分水による邸内水車の稼動は、酒造蔵開設の絶対条件だったからである。弥八郎の分水引き取りに対する熱意はすさまじいものがあったが、その動きを克明に綴った分水メモともいえる手記の内容から、熊川分水開通までの経過をたどってみよう。

明治六年に弥八郎は、自邸内へ水車を開設するために、まず福生の田村分水を熊川村へ引き入れることを思いつく。その予定水路は、永田地区の新屋敷から中福生を通り、牛坂（熊野橋下流辺り）、牛浜を経て熊川にいたる計画であった。この計画を田村へ相談したところ「自分の

不足で、拾七本（実際は一六坪）やつとの事なる場合なれば、なかなか人のことどころではなし」と取り合ってもらえず、結局は工事の大きさに比して、水量が少ないために、この計画を断念している。この代案として弥八郎が描いた構想は、深大寺組合分水の買い取り策であった。当時深大寺村は、詳細は不明ながら分水組合の負債金がかさみ「此処に至り分水を売るよりほか手段なし（略）」の状態であった。弥八郎は深大寺組合との折衝を、上水見廻り役の砂川源五右衛門に依頼する。源五右衛門は二年がかりで、深大寺村の富沢松之助と分水譲り渡しの交渉をおこなってきたが「（略）余儀なく富沢が地所を売り払い、終に金力出来、分水を売らざることになれり（略）」ということ、結局は不成立に終わっている。

拝島分水の水路 変換のもくろみ 深大寺分水との交渉が不成立に終わったころ、「此頃に於いて帳場と鷹場塚にて立談に、拝島の分水を上へ廻しては如何、と言う」との記述がある。帳場とは羽村の水番人坂本八十吉を指す。

坂本家が、羽村の上水陣屋の構内に居を構えていた関係から帳場と呼ばれていて、各地の分水事情にも通じていたものと思われる。坂本の助言を得て、早速拝島分水を熊川へ迂回させる運動に取り掛かる。明治一〇年二月のことである。「それから拝島分水を上へ廻すことに掛り、秋山（禎之助）へ行く、拝島の山車（水車の名）へ下さずに、熊川の上へ上げるだけあげ、熊川八十戸の飲用に致さん、戸数増せば増水を許可あるべければ、後にて増水を願うべしと、^{おまたち}拝島重立（有力者）へ談ぜん、この時秋山へ進物を遣わす」とあり、弥八郎の奔走によって、拝島村用掛り秋山禎之助をはじめ、四小区拝島村戸長指田忠左衛門、十二大区長中島次郎兵衛の賛同をとりつけ、新水路を拝島分水取水口の近くから、西北へ向けて流通させ、天王坂（旧日光街道稻荷坂）から内出を通して、石川弥八郎の邸内へ入り、そこから鷹場塚を経て拝島の宿へ流通させる計画であった。勿論「水路変換、新設の諸金額は当方より出金、拝島村へ

いささかも損害を与えざる約定」であった。神奈川県の添翰を付して、東京府土木掛りへ提出した願書の文面は左のとおりである。

上
願

神奈川県第十二大区四小区 拝島村

同 五小区 多摩村

右は玉川上水白堀通り拝島村引取分水口の義、今般示談の上、隣村多摩村の内、字熊川八十戸と合併、別紙粗絵図面の通り、分水堀筋新規掘り廻しつかまつり、香水に相用いたく存じたてまつり候間此の段御聞済み成し下され度く、願いあげたてまつり候

明治十年第二月

右五小区多摩村 地主惣代 野島庄太郎

小前惣代 石川勘次郎

石川 忠八

村用掛り 石川 勘六

四小区拝島村 地主惣代 青木伝兵衛

小前惣代 白井藤右衛門

小山 藤五郎

村用掛り 秋山 禎之助

東京府土木掛 御中

(石川彌八郎家文書)

五小区戸長 石川弥八郎

四小区戸長 指田忠左衛門

区長 中島治郎兵衛

しかしこの計画は、「本村人民への協議は、いよいよ水路新設の時にいたり協議すべしと、四、五名の重立にて示談致し候也」とあるように、両村のかぎられた一部の人たちだけでとりきめられたものであり、一般村民には知らされていなかったのである。右の願書を、弥八郎、拝島村小山藤五郎の二人が同行し、東京府へ提出を終えた帰路、「東京ステーション」(ステーションのことか、一説には新橋とあり)において、拝島村民の動静を告げる手紙が、二人にもたらされる。二人が出願のために上京中、事情を知った拝島村民が騒ぎ出し、村中が混乱状態に陥ったため、願書の提出を見合わせるよう要請した秋山禎之助からの書状であった。上水からの取水量をそのままにして、新規に熊川村八〇戸分の飲用を賄おうとすることは、この分水のみに頼って生活してきた拝島村民の、飲用水の涸渇につながるものであり、村民の危惧は至極当然であった。しかし願書は提出を終えていた。そこで「もはや帰りなれば、そのまま帰村、拝島へ行かず縮^{ちぢみ}て居れり」と拝島村民の猛反対をうけた弥八郎は、謹慎して成り行きを見守るばかりであった。その後間もなく、東京府は出願水路の調査や測量を実施し、水路の迂回許可(指令)を与えている。出願が分水の増量をともなわない、単なる水路変更とみなしたための安易な認可であった。しかし分水路の熊川迂回は、拝島村民の死活にかかわる問題となってきた。そこで「中島や指田や福生、砂川の諸氏も、この指令にては仕事が無理



図 V-79 熊川分水取水口

ゆえやめるべし、それよりたとへ五坪なりとも、拝島へ談^{はなし}のできるだけの物を見付けてからまでよせ」と弥八郎の運動に当初から協力してきた人たちにも、分水の増量が得られるまで、計画の中止を勧告される。玉川上水から、新たに分水または分水の増量を得ようとするときは、それに見合うだけの水量を、上水内の何処かで遣り繰りしなければ許可にならなかった。拝島分水の増量に見合うだけの水は、どこにも見当らなかったのである。それゆえ、拝島分水を熊川へ引く弥八郎苦心の策は見直しをせまられることになった。

まぼろしの羽村川崎分水
 拝島分水の迂回計画は挫折したが、このときすでに石川家の邸内酒蔵は着工していたとみられることから、分水の引き入れは現前の急務であった。そのために弥八郎が次に立てた方策は、玉川上水

羽村取水口の、掃水門（余水吐）の付近から浸み出る洩れ水は、そのまま川崎村下の水田の用水となっていた。この洩水を止めて、それと同量の水を、熊川へ分水として貰うというものであった。また川崎村水田へは、羽村の近江屋下の清水と、狭山ヶ池の水を川崎村へ引き「除（助）水を掘り飛ばせて」（上水を跨^{また}がせる意か）用水とする計画を、川崎村新井仁兵衛へもちかけるが拒否されている。実に莫大な経費を必要とする計画で「指田や福生も笑う、ほんに大へんだとやめる」とあっさりこの計画を断念する。

弥八郎の分水獲得の執念は飽くことを知らず、次々と新たな発想を生み出すのである。今度は玉川上水の取水口から、福生

村境までの約一キロメートルの上水路の外側に、さらに一本の堤防を新設し、その内側に水田を開発し、これに必要な分水をもらい、この分水の一部を熊川へ引水しようとするものであった。

この上水は六百間の堤をもつて取り入れ、これに、一、二、三、四、五、六以下の水刼^{みづはな}あり、この修繕費年々かかるから、二の出しより向へ堤を築き、この石河原を耕地にすれば、国益にもなるし、上水六百間の堤防も要らず、羽村川崎の人もよし、此処をもつて掃水門のもれ水を止め、これに対する分水を貰うなり、その内を何程か持つて行けば如何だろう、と言うと指田も同意せり、それよりこの事にかかり、福生へも相談す（略）

現在校の名所として知られる取水口から、市営競技場付近までの約一キロメートルの上水堤は、上水開削以来、たえず洪水の被害にさらされる危険な水路であった。この水路を洪水から護るために、堤への水の突き当りを防ぐ水刼^{みづはな}と呼ばれる構造物が設置されていた。これが上流から、一、二、三と番号付で呼ばれていて、年々堤や水刼の修復費用は膨大な額^{ぼうだい}にのぼり、水道財政を圧迫していた。明治初年の玉川上水の通船が認可された理由も、一つには船主から納入される年間一〇〇〇円を越える税金を、この修復費に振り向けることにあったといわれている。また玉川上水の新規の分水が、許可されない最大の理由は、堰から下流一キロメートルのこの区間の上水堤の脆弱^{ぜいじやく}さゆえに、多摩川から増量取水できないことにあった。

弥八郎の計画は、上水堤の外側に新たに堤防を築き、その間の土地を水田造成し、同時に余水吐付近の洩水を止めて、この量に見合うだけの水を、熊川村に分水してもらう、というものであった。上水路の外側に堤防を新設することによって、年々の修復費が省け、広大な石河原が耕地化するとなれば、国益にもつながる良案であった。弥八郎の新しい運動はまず羽村・川崎両村の説得工作から始まった。「川崎の人には、堤防入費および願入用など出金にお

よばずにつき、二七坪ばかりその換りによこせと言う。川崎このことを聞かず、その聞かざる訳は、桜木下の田が、掃水門の水を止めると干あがるゆえなり。羽村は帳場よりそれぞれへ相談せしに、一人の賛成者を得て承知せり。川崎は聞き入れず、よってその石河原を拙者、指田、田村の三人に貸せとまで言う、再三会議の上、一文も出さないでよければやるべいと承知せり」とある。こうして両村の了解を取りつけると、次は指田茂十郎や砂川源五右衛門を立てて、所管庁である東京府への折衝が開始される。そして「この事通して指田が計り、穂住そのほかへ打合わせ、実地検査の上、掃水門洩水取調べとして出張あり、この時少々の水なるを、穂住氏笑いながら、百坪あるときめて帰る」とある。ここに出てくる穂住はのちに、東京府水道課長になる人である。この人の厚意によって、実際には少量の洩れ水を、百寸坪（取水口の面積九一八平方センチメートル）と過大に査定されたことが根拠となつて、のちに東京府土木課へ提出する願書には、分水量を百寸坪として上願している。「それより指田が手を尽し、穂住氏の非常注意をもつて、掃水門は不要になり、堤を築立てることにきめ」と指田の尽力と穂住の配慮によって、洩水を止めることを認可条件からはずし、築堤を唯一の条件として上願することに、官民間の事前協議で内定している。石川弥八郎の自邸内の分水を引くための積年の努力は、ようやく五か村一体となつた多摩村を出願母体として、実現の第一歩を踏み出したのである。次に掲げる願書は、未来の熊川分水の補助水となる実体のない、羽村川崎分水の許可願である。なお文中の「字下河原より字玉川付に至る」とは、熊川村下の河原から羽村堰までの多摩川左岸の広大な河原地を指すものである。

上 願

神奈川県第拾式大区五小区

武蔵国多摩郡多摩村

多摩村地内字下河原より字玉川付に至る芝地の儀は、元来本高入にて、往昔玉川洪水の砌り多くの耕地を失い、村民大いに疲弊、爾来追々付州芝地に相成り、起し返し年来百方相尽すと雖、用水引き取り方極めて至難、且堅牢の堤防これなくては、出水の時々多少の水害を免れず、およそ二十町歩余り全く不毛に属し、只痛嘆今日の久しきに至る、右は一旦の難事を以て永世の利を捨てては、大いに人民の義務を失い、上へ対したてまつり候ても恐入り候義と、更に一同衆議再興相企て候処、何分用水引き取り方さしつかえ、且起し返し労力のほか、堤防費も格外の義、然るに玉川上水源は、旧羽村より新堀口まで六百間の堤、水刼その他年々多分の御入費をもつて御修繕相成るといへども、幾千の水害を受け、時として堤防流失、莫大の御用途相費候のみならず、内国第一の用水数日間水切れの患これあるところ、前顕村方堤防の義、上水堤二の出し跡を元付として築造、成功の上は官費御修繕は、一の出し上に止り、六百間の堤まつたく水害を免れ、御入費相減じ候は無論、数日水切れの患決してこれなく、御益筋すくなく存じ奉り候、就ては前顕田用水さしつかえ候につき、年々上水仕掛け費の内へ至当の上金つかまつるべく候間、特別の訳をもつて玉川上水より寸積百坪の分水下し賜りたく、且堤防新築入費の内へ、五分通り一時御給与なし下されたく、然る上は堤防将来の修繕費は官費相仰がず、全村挙て尽力保護つかまつり、成功の上は官費を減じ、必要の上水々切れの患を除き、水恩に浴する者、いよいよ隆世の徳を仰ぎ、村方においては永世莫大の益を有し、詰り国家の御為一挙両全の儀と存じ奉り候間、実地御検査の上、御許可なし下されたく、別紙調書粗絵図面相添え連署上願つかまつり候 以上

右村 地主総代 中野半次郎

明治一二年三月

東京府知事 楠本正隆 殿

総代人	中村喜三郎
	中根善八
	田村半十郎
村用掛り	新井仁兵衛
副戸長	坂本海助
戸長	石川弥八郎

(石川彌八郎家文書)

玉川上水取水堰付近の「二の出し」跡を基点とする外堤を建設することによって、上水の年々の修復費が省け、上水の断水の憂いがなくなるばかりでなく、二つの堤の間に広大な耕地の開拓が可能であると述べ、就いては外堤建設費の半分を多摩村で負担する代償として、上水から百寸坪の分水を許可して欲しいというものである。願書に添えて提出した見積書によると、新規築堤の規模は、二の出し跡から島田富十郎地先までの一二〇間と、さらにそこから島田勘藏地先までの一〇〇間、計二二〇間（約四〇〇メートル）で、総工費を二〇七二円四六銭と見込んでいる。

東京府は同年一二月、築堤費用の全額を多摩村負担とすることを条件に、七〇寸坪の分水許可を多摩村に与えている。この七〇寸坪は、その後の上願によって、四二寸坪、二八寸坪の二口に分割される。翌明治一二年、弥八郎らは当初の計画どおりに、福生・熊川・羽村・川崎四か村の人民総代の名をもって東京府へ大略次のような内容の願書を提出する。

上水構元堤新築、共有会費二〇〇〇円を募るに、百方策^{はか}ると言えども何分の不足を生じ、重大の事業を起すに費用の用途充分ならざれば堤防も堅からず（略）今般頂戴つかまつり候分水の義は、実に容易ならざる分水にして、聊^{いささか}たりとも一日も無益に流減候ては相ならず、分水樋口二ヶ所のうち、前記一口、寸坪二八坪の分、字河原および下河原開拓地へ両三年さし廻し（略）

二二〇間の自費築堤を条件に、分水を許可されたものの、費用二〇〇〇円が集らず、着工が遅れている現状を訴え、許可になった分水を放置することは無駄であるので、築堤完了までの二、三年の間、二八寸坪の分水を福生・熊川両村の水田へ流用させて欲しいとの嘆願である。

資金の調達難を理由に、建設着手を先送りするばかりでなく、分水の一部を福生・熊川へ暫時ながらも転用しようとする弥八郎の願いが、かなえられなかったことは勿論である。この築堤計画が熊川分水実現のための便宜上の計画である以上、羽村川崎分水もまた実体をもたないまぼろしの分水であって、羽村・川崎両村下の玉川上水路に、分水取入口が設置された形跡は認められない。羽村川崎下の分水を福生・熊川へ転用しようとする明治一二年の願書を最後に、石川彌八郎家の分水に関する記録は、その後明治一九年まで、七か年の空白期間をおく。

多摩村の内紛と分水問題 明治八年（一八七五）に五か村が合併して多摩村となり、同一二年頃から田用水費、堤塘費などの負担をめぐって、内部で意見の衝突があったことは前述のとおりである。こうした中で、羽村・川崎・

五ノ神の三か村による税金不納決議をするまでに事態が発展し、明治一二年二月には多摩村戸長石川弥八郎が引責辞任に追い込まれるなど、多摩村の紛争は激化していった。同一五年に分村推進派の羽村・川崎・五ノ神の主張が通って、神奈川県から分村許可が下り、五か村は個々に独立して旧村名に戻ったのである。

こうした渦中の、しかも分村騒ぎのひき金となった田用水や堤塘と密接にかかわる分水の問題だけに、多摩村内部での話合いが順調に進展したとは考えられない。おそらく、せっかく許可された分水の一部を、たとえ一時的にはあっても、熊川村へ融通することには、羽村・川崎・五ノ神の三村側から強い反対論が出たことは、当然の成りゆきと考えられる。

一方熊川村は、幕末の慶応三年から、村下の河原の本格的な開発に取り組んでいた。全村をあげた開拓事業は、総額二万円におよぶ巨費をつぎ込んで、明治一五年に水田二七町歩余を造成して完了している。この費用の三割は、公費が充当されたが、残りの一万四〇〇〇円は、村民の個人負担で賄われた。開発完了の時点での、石川弥八郎個人の所有水田は、全耕地の約三〇パーセントに達していたといわれるところからも、開発費用の相当部分を弥八郎家で負担していたことが知られる。このような石川家の財政支出の拡大する中であって、政府は明治八年から一一年にかけて、酒造税の増税策を打ち出している。このために酒造業者の整理が進行して、弱小業者の多くが廃業に追い込まれたといわれている。『石川酒造文書五』によれば、石川家では明治一三年に、邸内へ酒造場の新設に着手している。これは政府の増税策に、経営規模の拡大で対応しようとした顕われと思われる。このように、多摩村内部の混乱と、石川家の財政的な切迫から、当初目論んだ自邸内分水が、いま一步のところで実現しないまま、酒造蔵の新設にふみ切ったのである。

明治一七年六月、区町村会法の改正がおこなわれ、さきに分離した五か村は、ふたたび連合することになり、戸長役場を川崎村宗禅寺におき、名称も「川崎村外四ヶ村連合」として再発足したのである。

羽村川崎分水 羽村川崎分水（仮称）は、もともと五か村が合併した多摩村の、全村連帯の事業にかかわる多摩川の転用計画の開墾地へ与えられた分水である。いまふたたび五か村が連合した時点で、水分与の契機となっ

た羽村堰下の堤防新設と、河原地開拓問題が、連合村の総合事業として浮上してきた。弥八郎家では先年邸内に新設した酒造場が稼動を始めたために、蔵に近接した水車の設置は緊急の課題であった。羽村川崎分水の一部を、熊川村へ転用することは弥八郎の当初からのねらいであったが、村内ではほかにも製糸工場などでも分水の要望があり、あわせて村民の飲用水確保につながるとなれば、村内通水のためには、羽村堰下新堤防建設費用の熊川村全額負担も止むなし、とするのが弥八郎をはじめとする熊川村上層部の意向であった。

明治一九年一月四日、熊川村石川弥八郎、福生村田村半十郎、川崎村中根善八、羽村島田多三郎ら四か村の人民二五人は連署して、東京府知事高崎五六宛てに「玉川上水分水口分配の義につき上願」（『近代』）を提出している。この中で注目されるのは、明治一年の時点で羽村川崎分水として許可になった分水量は七〇寸坪であったものが、この上願では五〇寸坪となって、二〇寸坪の不足を生じていることである。これに関して明治三一年九月の「川崎分水ノ件」（石川彌八郎家文書）の中で、分水の一部を福生村へ売却した旨が記されているが、その詳細は不明である。

上 願

神奈川県西多摩郡旧多摩村

玉川上水分水

一 寸坪五拾坪

内

寸坪貳拾五坪

今般熊川村へ分配すべき分

寸坪貳拾五坪

川崎村へ据置くべき分

(略) 先年五ヶ村合併多摩村と称し、一村連合の事業に係る玉川付開墾地へ下し置かれ候玉川上水分水の義、元來連帶の事由により右分水の内を、熊川村へ分配致し候えば、その困難を相救うべきとのことより、村々民しはしば示談におよび候ところ、右開墾地の多分は現今羽村川崎村地内にこれあり候につき、是亦彼是事情これあり熊川村へ分配致し候は、はなはだ難渋の義にて、何分協議相なりかね、然るに前陳の通りもとより五ヶ村合併一村連帶の事由これあるをもつて、二ヶ村においても熊川村の困難を傍觀まかりあり候義に相成りがたく、且右開墾地は堤防の困難なるも、五ヶ村合一の事業に創り候ところ、今日分離二ヶ村の力をもつて保護を充分ならしむるは、甚難事にもこれあり候につき、右分水の内を熊川村へ分配いたし、同村においては玉川付開墾地の保護の助力いたし候えば、保護の道も全く相届き申すべくと、彼是事情の止むを得ざるより、今般ようやく示談相整い、前書の通り寸坪五拾坪の内式拾五坪を熊川村へ分配致し候えば、前顯涸渴の難を救い、その流末をもつて同村開墾地用水の不足を補い、その便利をもつて熊川村においては、羽村川崎村地先の堤防保護の助力致し候えば一挙両全一同相助り候義と存ぜられ(略)

羽村堰下の堤防新設と引き換えに許可された五〇寸坪の分水のうち、二五寸坪を熊川村へ分配し、その代償として熊川村は羽村・川崎の二村へ、堤防建設費を支払うというものである。この願いは約一か月後の同年一二月二日、東京府から許可され、いよいよ熊川分水着工のための動きが具体化する。

熊川分水の成立

羽村川崎分 羽村堰下の堤防新設費の全額負担と引き替えに、二五寸坪（二二九・五平方センチメートル）の分水水の買入れ を熊川村へ振り向ける計画は、東京府の認可が下りて、いよいよ実現の段階へ入った。弥八郎の「分水日記」によれば、明治一九年一月一日の条では「一時頃田村同道にて羽村指田へ行く、堤防資本として二五〇〇円相渡す、川サキ・羽村より右資本の「 堤防仕、法方引受方などの受取証を取り置き夕刻帰宅」とあり、当時とすれば破格の二五〇〇円を、川崎・羽村の両村へ支払ったことを記している。この金額は堤防資本とはいっても、実際には二五坪の分水量に対して支払われたものであるから、とりも直さず一寸坪（九・一八平方センチメートル）を一〇〇円で買入れたことを意味している。熊川村で支払った坪単価一〇〇円を、当時の物価と比較してみると、熊川分水工事に従事した労働者の日当が、一一〜一五銭であったので、労働者一人の年収の二倍に相当する。また明治

二〇年三月の「下河原反別地価帳」（石川彌八郎家文書）によると、水田一枚がおよそ三畝余歩（九〇〜一〇〇坪、約三〇〇平方メートル）で、価格が平均五円ほどであるので、一〇〇円は水田六〜七反歩（六五〇〇平方メートル）の価格に相当する。この分水値段が当時の相場として、適正なものであったかどうかは、明らかではないが、玉川上水流域の分水関係者に少なからぬ動搖を与えたことは事実である。後年熊川村はさらに砂川分水の一部を買受けることになるが、これについてはむしろ砂川源五右衛門が積極的に、熊川村へ売り込みを計った形跡がみうけられる。このことから、坪単価一〇〇円は、売り側からすれば魅力のある値段ではあったようだ。

この年の一二月から翌年正月までの弥八郎らの動きを、日記から辿（たど）ってみよう。

十二月十二日 村方水路とりきめとして、各庭場委員立合い調査いたし、それより拙宅へ参集、東京府指令および羽村の受取りを披露す、該事業の手始めなるにより、神酒を神仏に供え、一同夕刻に帰宅す

十三日 四時頃東京にて、田村より電信をもつて、明日指田同道にて○（現金の意）持参、参るべきの報につき指田へ申し送る

熊川分水成立の過程で、田村家からの融資があったことを示す資料である。

十五日 東京府土木課長穂積^(住)へ分水の札に行き、それより府庁へ出頭、工事着手の請書を出し（略）
穂住は明治一二年の、上水堰付近の洩水調査の際には、弥八郎らにきわめて厚意的な判定を下した人で、上水関係では大きな職務権限をもっていた。

十七日 樋口工事の件を各庭場委員としめし合はす

十八日 樋口へ人足を出し上へ取りを始む

この日が熊川分水の事実上の着工日となる。

十九日 羽村へ行き、請負人田村滝蔵へ行き諸事相談（略）

大量の水が流れている上水路に、^{いり}樋（水を引き入れるために設けた水門の樋）を設置する工事には、熟達した技能が要求された。そのために上水口の工事を、羽村の請負人田村滝蔵へ依頼した。

二四日 樋建前^{たてまえ}

二五日 樋出来

二六日 出来形見分すむ

表 V-16 各庭場ごとの工事明細

(石川彌八郎家文書「分水工費記」より作成)

工 区	堀の長さ	工 費	高 さ	堀 幅	堀長1間に つき工費	その他
牛 浜 樋口より 鍋ヶ谷戸 境まで	185間2分 (335.2メートル)	353円35銭	5尺8寸5分 (177センチ)	3尺 (90センチ)	1円91銭	石垣土台 木代 10円61銭 橋2か所 5円
鍋ヶ谷戸 森田富士 太郎宅よ り井上文 蔵宅まで	522間1分 (945メートル)	418円90銭	2尺8寸1分 (85センチ)	同 上	80銭2厘	橋 梁 費 36円
内 出 野島久二 郎宅より 木村浪吉 宅まで	140間1分 (253メートル)	110円4銭	2尺2寸9分 (69センチ)	同 上	85銭7厘8毛	橋 梁 費 6円
石川邸 弥八郎宅 地内なら びに86番 地以下	167間 (289メートル)	120円95銭	2尺5寸 (75センチ)	同 上	72銭	
南 八 石川忠 宅より 川国五 郎宅ま で	133間4分 (239メートル)	169円63銭	4尺6分 (123センチ)	同 上	1円28銭	橋 梁 費 8円

請負人田村滝蔵による杵樋敷設工事の完成によって、いよいよ村内分水路の工事が開始されるが、着工の正確な日時はさだかではない。「分水工費記」(石川彌八郎家文書)では、掘割工事の人足出勤表が明治二〇年二月一八日からとなっているので、この頃が村内分水堀の着工日と思われる。工事は牛浜、鍋ヶ谷戸、内出、南の各庭場単位でおこなわれ、各庭場はさらにいくつかの工区に分けられた。たとえば牛浜工区は一〇区画、鍋ヶ谷戸は一八区画、内出二区画、南は五区画に分けられて工事がおこなわれた。またこれら庭場ごとの工区とは別に、石川彌八郎家邸内は、独立した区画として工事がおこなわれた。各庭場の工事の概要は、「分水工費記」をもとに表V-16に示したとおりである。同資料によれば、掘

割工事に従事する労働者は、いくつかのグループに組分けされていて、たとえば辰五郎組、才助組、直二郎組、倉二郎組などがあり、各組の構成は五〇名ほどであった。ただしこの資料でみるかぎり請負制は導入されておらず、各組頭は配下の労働者の賃銀を、一括して受け取り、配分する機能をもつにすぎなかったようである。賃銀は能力別の格差があり、日当一銭から一五銭まで、いくつかの段階に分かれていた。

砂川分水の熊川 こうして村内の分水路工事が進捗する中で、弥八郎たちは明治二十一年一月の時点で、さらにほか村への売り込み

の分水の買入れを検討していた。当初羽村川崎分水のうちの二五寸坪の買入れが決まった時点で、村内分水路の着工に踏み切ったものであったが、実際にはこれだけの水量では不充分であった。最初の目標に選んだのは、小金井用水五〇寸坪のうちの二五寸坪の買入れ計画であった。この水の幹旋方を同年三月に砂川源五右衛門に依頼するが、砂川の六か月にわたる買収工作も実らず、結局は小金井用水の買入れは不調に終わっている。この年の一月に入り、弥八郎たちは、今度は砂川分水譲り受けについての話を源五右衛門と始める。この交渉には田村半十郎も加わって進められ、翌二十一年七月になって砂川分水二五〇寸坪のうちの二五寸坪を、熊川村へ分譲することを内定している。この年一月、分水移譲のための認可申請を東京府へ提出する直前になって砂川源五右衛門は石川弥八郎に対して、さらに二五寸坪の分水の買受け方を打診している。このときの様子を弥八郎の「分水日記」では次のように記している。「十一月十一日 砂川へ行く、書面したため件の相談に行く、そのとき今般譲り渡し、のほかに、二五坪熊川へ預けたいけれども、ドウダンベイと云へり」（傍点筆者）。勿論熊川としてもこの申し入れは直ちに受け入れている。分水を五〇寸坪、新たに買受けとなると、先の例に従えば坪一〇〇円の計算となり、これだけで五〇〇〇円の予算を組み込まねばならなかった。二日後の一三日には急拠熊川村分水路委員、共有会の世話人など、村内の



図 V-80 鍋ヶ谷戸・内出境を流れる熊川分水

有力者が弥八郎宅へ参集して分水費用の出金方法などを検討している。

砂川分水のうち五〇寸坪を分譲するための認可申請は二月二二日に東京府へ提出された。しかし分水の一部を熊川村へ分譲したいとする源五右衛門らの計画に対しては、東京府の内部でも反対意見が強く出ていた。とくにほかへ分譲するほど水量がまわっているのであれば、その分を東京府で取り上げべし（没収）とする意向が強く、結局は東京府の認可は無理な状態であった。そこで弥八郎は、当時在京中の源五右衛門をはじめ、田村半十郎、指田茂十郎の三人と対応を協議している。このときの模様を弥八郎の「第二回分水引取記事」（石川彌八郎家文書）では次のように書いている。明治二年一月九日「当時在京中なる砂川、指田、田村に相談し、砂川氏が府知事、書記官の邸をたたき、速力（流量）を検査し、兎に角許すべしとほぼ決す、指田氏は聴かず、下の方より説明し、解（説）き明かさば、この目的を遂ぐべしと云う、砂川氏は上の方よりスルべしと云う、遂に砂川氏が知事の門をたたきしなり（略）」。

東京府の認可を得るために、砂川は府知事や高級官吏に直訴することを提案するが、これには指田が反対した。結局砂川の主張が通って、砂川自ら府知事に直接面談した。結果的には砂川の直訴が効を奏して、熊川への分譲が正式に許された。東京府からの認可が下りたのは、源五右衛門の直訴から一〇日ほど後の一月二三日であった。『立川市史』によると、砂川源五右衛門は明治政府の高官と繋^{つな}がりをもち、一説に

よれば明治三年の玉川上水通船事業の開始も、砂川の政府高官への働きかけが実って実現したともいわれている。このように権力の中樞へ飛びこんで目的を遂げるのは、砂川の常套じょうとうな手法であった。

砂川分水五〇寸坪の買入れがきまって、熊川分水は合計七五寸坪（六八五平方センチメートル）の分水を得られることになった。明治二〇年の二月頃から開始された村内の分水路工事については、その詳細を知る資料に欠けるが、断片的ながら、その年の四月二二日には、牛浜地区の掘割工事が完了し、その日のうちに堀の具合を見るための試験通水がおこなわれた。牛浜地区の工事には、過去的地縁的な繋りのためか、あるいは支配形態の名残りのためか（江戸時代南・牛浜両集落とともに幕府領であった）、弥八郎家の手人足が三月なかば頃から応援に駆けつけている。牛浜地区の完工の翌日、四月二三日からは、弥八郎邸内の分水路工事が着工された。熊川分水の扒樋いりの着工日は明治一九年一月一八日であるが、村内分水路の正確な着工日と完工日は不明である。ともかく延人員七〇三七人と直接工事費一七一六円を投じて、総延長一一四六間（二〇七五メートル）の熊川分水路は完成した。弥八郎が自邸内への分水獲得に乗り出した明治六年以来、二三年の分水完成までの一七年間に要した経費の総額は一万〇五〇〇円あまりの巨額なものであった。待望の分水開通と引き替えに、わずか一五〇戸に満たない熊川村民は、連帯してこの巨費を償却していかねばならなかった。

総経費と分担金

熊川分水開設に要した総経費の七一パーセントに当る七五〇〇円は、分水七五寸坪の買入れに費やされている。先にも述べたように、寸坪一〇〇円の買入れ値段が、流域の分水関係者の欲望を刺戟したとみえて、たとえば川崎村では、明治三〇年代になって、熊川村に分譲した残りの分水二五寸坪分を、目黒のビール会社に売却を試みた事実があり、これは沿岸村々の猛反発をうけて計画の撤回を余儀なくされている。その後川崎村

表 V-17 熊川分水総経費内訳

	分 類	金 額	内 訳	
1	分水量 25寸坪料金	2,500円	@100円	明治19年12月羽村川崎分水のうち25寸坪買受分
2	同 50寸坪料金	5,000円	@100円 2,500円 2,500円	明治22年1月砂川分水のうち50寸坪買受分 明治22年1月支払 明治23年1月支払
3	水路建設費	1,248円49銭	1,172円88銭 55円 10円61銭 10円	水路工事人足7,037人賃銀 橋23か所工費 牛浜石垣土台木代 沢井縫之助居宅引移工費
4	込樋伏設費	468円45銭	236円45銭 232円	明治19年羽村および本村込樋工事費 明治22年砂川村および本村込樋工事費
5	諸 雑 費	1,359円93銭	146円30銭 834円67銭 78円96銭 300円	出京出浜実費 明治19～22年支払雑費 石川弥八郎へ支払 明治6～19年石川弥八郎出費およそ積り
	総 計	10,576円87銭		

は陸軍省とも分水売却のための交渉があったともいわれている。

熊川分水本体工事へは、一六パーセントの一七一六円を出費している。この中から取水のための込樋工事や、橋梁、民家の移転費を除いた一一七二円が、掘割工事に従事した労働者七〇三七人に対して支払われた賃銀の総額である。一人当たり一六銭六厘となるが、分水工事の労働賃銀は、帳簿でみるかぎり一一～一五銭であるので、さきの金額は多少余剰な経費が加算されているものと思われる。

総経費の中で、三番目に大きい出費は「雑費」として計上されている一三五九円で、総額の一三パーセン

表 V-18 熊川分水総経費分担内訳

	内 訳	金 額
1	本村全戸出金	500円
2	下河原水田資本金より	800.
3	下河原耕地	1,200.
4	石川弥八郎	4,028. 48銭
5	森田浪吉	2,702. 78
6	森田八重二郎	639. 35
7	野島林七	36. 65
8	成島角左衛門	35. 33
9	児島竹松	33. 10
10	野口重納	32. 48
	以下 137 名	568. 69
	計	10,576円86銭

トに当る。この数字は、分水堀工事費に匹敵する金額で、この項の注には、「創設より成功にいたるまで一切の雑費、内訳を略す」とあるが、一部の資料によると、石川弥八郎が自邸内通水のために、深代寺分水や、拝島分水の買入れに奔走していた明治六年代から、熊川分水成立の明治二二年までの十数年間の失費に対して、謝意を込めて三三〇円を計上している。このほか砂川分水買入れの際、東京府の認可を得るために、激しい陳情運動を展開した明治一九二二年度に八三〇円あまりを失費していることが注目される。

表V-18に示したように、経費の分担割合についてみると、総額の三八パーセントを石川弥八郎、二五パーセントを森田浪吉、六パーセントを森田八重二郎が出金し、この三人で全額の七〇パーセントを負担していることになる。

これらの人たちは熊川村有数の企業経営者であり、分水の開通によって、多大の収益を見込める、いわば投資の色合いの濃いものであった。ほかの大口出金者は、共有会堤防資本金から八〇〇円と、下河原耕地からの一二〇〇円である。そのほか熊川村全戸出金分として五〇〇円、さきの大口出金者三人を除く全村の一四五人から、分に応じた出金が七〇〇円である。この七〇〇円は、さきの全戸出金分とはまったく別個のものである。このようにみると、村民は何かの形で、二重三重に出金を余儀なくされていたことが判明する。とくに下河原の堤防資本からの出金八〇〇円は、共有会員からの募金が集らなかったために、明治二二年二月中に、福生の田村半十郎

から年利一五パーセントで借り入れて、出金したことが帳簿に記されている。農民たちの集団、共有会では返済が滞^{とどお}って、五年後の明治二十七年には、複利が加算されて、一六〇九円八銭の借財となった。この金額は田村家側からの返還要請をうけて、石川弥八郎が立替え払いで返済したことになる。勿論この借財は、共有会個々の農民が最終的には負担するのである。分水の開通は、熊川村民にはかり知れない恵みをもたらしたが、同時にその代償も大きかったようである。

熊川分水規 熊川分水の完成にともなって、明治二三年一月熊川村は分水路に関する全文二一条からなる規定書を**定書** 設けて、分水の使用維持管理などについてとり決めている。以下は熊川分水規定書の全文である。

熊川村引取玉川上水分水規定書

神奈川県西多摩郡熊川村引取玉川上水分水ハ明治拾九年十月ニ創設シ同廿三年一月ニ完備スルモノニテ茲^{ここ}ニ村民一同ノ協議ヲ以テ該分水ニ於ル村民ノ使用保持ノ權義ヲ左ノ条項ヲ以テ之ヲ定ム

一 水積寸坪七拾五坪 内 廿五坪 明治十九年羽村川崎村引取分水ノ内引取
五拾坪 同廿二年砂川村引取分水ノ内引取

第壹条 本村分水ハ一村ノ共有トス

第貳条 本村分水ハ他町村ヘ流通セザルモノトス

第三条 本村分水ハ規定書中に定ムルノ外水路ハ一線ニ限ル、樋口ハ字牛浜第千拾番地トシ吐口ハ字下河原トス、水路ハ別紙絵図面ノ通定ム

第四条 明治廿二年伏設セシ樋口尻敷板下ヨリ壹尺ヲ下ルヲ掘敷ノ元トシ、其ヨリ下流道迄五拾七間ヲ十間ニ

付式寸ノ水下リトシ、其下流五拾七間ヲ無勾配トシ以下拾間ニ付壹寸ノ水下リト定メ堀敷巾三尺ト定ム、該水路ノ内第七百貳拾三番地ニ貳尺八寸六分、第六百九拾番地ニ壹尺六寸八分、第六百五拾八番地ニ壹尺三寸、第三百六拾二番地ニ四尺九分、第貳番地ニ七尺三寸八分、第八拾六番地ニ玉川河面迄以上六ヶ処ノ水落ヲ置キ水車場ト定ム

第五條

本村ノ内分水本流へ遠隔ノ地へ字北第七百三拾八番地先ヨリ取入寸坪三坪ノ分水壹ヶ所、字東第三百六拾二番地先ヨリ取入字東東側ヲ經字南迄寸坪二坪ノ分水壹ヶ所、字北六百六拾番地以下ヨリ取入字東西側ヲ經字南迄寸坪壹坪ノ分水壹ヶ所合三ヶ所ヲ分水ス、其取入工事法ハ元口工事ノ通り樋長三間角度四拾五度水下リ壹間壹寸ヲ以テシ、元口樋伏設ノ工事法ヲ以テシ工事ハ分水監督者ノ取扱フモノトス、其伏設工費ハ本流ノ負担トシ、其分水使用方ハ本流取締ニ同シ、且使用戸数増減アル時ハ監督者及監理者協議ノ上水路伸縮ヲ取扱フモノトス

但樋口以下ノ水路工費ハ、遠隔ノ地へ特ニ分水スルモノナルニヨリ使用戸数ノ特別負担トス

第六條

石川彌八郎邸内ニ於テハ、別紙絵図面ニ定ムル水路ニ不拘、水路変更、分合、水車、漬水、池、其他如何様ノ使用ヲ為スモ永世本人ノ随意タルベキ事

第七條

字南第六拾二番地へ分水本流ヨリ、全流三分ノ一ノ水積ヲ流通シ該所ニ水車場ヲ新設スルハ、永世石川彌八郎一己ノ適宜トス、尤モ字東三百六拾二番地以下ヨリ分水シ、字南第八拾六番地以上ニ於テ本流ニ合スルモノトス、該水路敷地ハ本人ト地主トノ示談ニ任セ他ノ關係無之者トス、尤水路流用中ハ本流同様ノ取締ヲナスベキ事

第八条 分水本流ヨリ分水七坪永世石川弥八郎ノ所有ト定メ、何レノ地ヘ何ケ処ニ伏設スルモ本人ノ適宜トス、

其取入工事法ハ第五条ニヨリ工費ハ本人ノ負担トス

第九条 字北第六百五拾八番地ニ堀敷水落^ツ尺三寸ヲ有スル水車場^ツ所創設委員ノ共有トシ、更ニ委員ノ協

議ヲ以テ永世野口重納ノ所有ト定ム

第十条 于魇ノ年字下河原耕地ヘ灌漑スベキ為メ、分水ノ最上流ヨリ水路ヲ設ケ田用水非常欠乏ノ場合ニ於テ

ハ、双方協議ノ上夜中十時間流用スルコトヲ得、其工費ハ字下河原耕地ノ負担トス

但昼間ト雖^{いづれ}耕地植付中ニ限り、非常于魇ノ場合ニ於テハ、双方協議ノ上全流二分ノ一ノ水積ヲ流

通スルコトヲ得

第十一条 字北第七百廿三番地ニ堀敷水落^ツ式尺八寸六分ヲ有スル水車場^ツ所、永世森田浪吉ノ所有ト定ム、且

寸坪^ツ壱坪ノ分水^ツ壱ヶ所ヲ同番地ニ設ケ、永世同人ノ所有ト定ム其取入工事法ハ、第五条ニヨリ工費ハ

本人ノ負担トス、其他水車力ヲ要スル營業用ニ限り、右水車運轉力ヲ以テ水ヲ汲上ルハ同人ノ適宜トス

但水汲上ケ法ハ水車場水輪際ヘ水溜箱ヲ置キ、水輪ヘ柄杓^{ひょうぎやく}ヲ付其運轉力ヲ以テ汲上ケ、營業ニ使用

シ、余アルハ該水箱上口ヨリ本流ニ戻ルノ工事ヲ為シ他ニ吐捨ヲ禁ス

第十二条 字北第六百九拾番地ニ、堀敷水落^ツ式尺六寸八分ヲ有スル水車場^ツ所、永世森田八重二郎所有ト定ム、

且水車力ヲ要スル營業用ニ限り、右水車運轉力ヲ以テ水ヲ汲上ルハ同人ノ適宜トス、其使用方及汲上

法ハ第十一条ニヨルモノトス

第十三条 字東第三百六拾二番地ニ、堀敷水落^ツ四尺九分ヲ有スル水車場^ツ所、及字南第八拾六番地ニ玉川河面

迄ノ水落ヲ有スル水車壱ヶ所、永世石川彌八郎ノ所有ト定ム、且同人所有各水車場營業ノ都合ニヨリ、水車運轉力ニテ器械ヲ以テ水ヲ汲上ルハ同人ノ適宜トス、尤營業ニ使用シ余アルハ本流ニ戻ルノ工事ヲ為スコシ、其他字南第八拾六番地以下水路并吐口ノ変更及本流使用法ハ、同人一己ノ適宜トスト雖監督者ノ協議ヲ得ルモノトス

但第八拾六番地ノ水車場ハ工場ノ都合ニヨリ水車場ヲ交換スルコトヲ得

第十四条 分水本流ヨリ分水スル各水積ハ、元樋ヲ分離スルノ權利無之者トス

第十五条 本村分水ハ飲用水ナルニヨリ、濫用汚穢等ヲ嚴禁ス可キ為メ別紙取締法ヲ設ク、且場合ニヨリテハ官庁ノ保護ヲ受クベシ

第十六条 水路ニ係ル橋梁ハ、道筋ニ架設スルモノハ其庭場ノ負担トシ、各戸ノ為メ架設スルモノハ各自ノ負担トス、橋台ハ左右土揚敷ト定ム

第十七条 水税支出法ハ、全村ヨリ全額ノ壱割、石川彌八郎ヨリ同五割、森田浪吉ヨリ同式割、森田八重二郎ヨリ同壱割七分、野口重納ヨリ同三分ヲ出金スルモノトス

第十八条 元樋及水路修繕費ハ、其半額ヲ全村ノ負担トシ、半額ヲ各水車場ノ負担トス

但水路修繕ノ節ハ其最寄分水使用者ヨリ応分ノ人足ヲ無賃出勤スベキ事

第十九条 水路及土揚敷地ハ、明治廿二年十一月公布ノ法律第三拾号ニヨリ、地目ヲ堀敷免租トナシ各自ノ所有トス

第廿条 水路ハ村會議員監理シ村長之ヲ監督ス

第廿壹条 此規定書ニ定ムル条項ハ如何様ノ場合アリトモ変更セザル事

右者今般工事竣功之上村民一同ノ協議ヲ以テ確定シ各權利者へハ惣代人連署証書相渡永世確守スベキコトヲ盟約シ村民一同茲ニ記名捺印スルモノナリ

明治二十三年一月

分水創設委員 石川弥八郎 印

(以下一四名略)

人民惣代人 石川長五郎 印

(以下二六名略)

明治六年に石川弥八郎が自らの邸内酒造への必要から始めた分水獲得運動は、ここようやく熊川村全村民の飲用水、灌漑、水車など多目的な分水として完成した。「分水規定書」と同時期に出された「約定書」(『近代』)では、熊川村人民惣代人の名をもって「事業全ク整頓ノ功ヲ奏シタルハ全ク貴殿ノ功勞ニ因ルヲ以テ」と、総額の三八パーセントを出金した石川弥八郎に、分水に関する別格の權利を認めている。前掲「分水規定書」の絵図からは熊川分水の六か所で水車が稼働していたとみられるが、弥八郎家について二五パーセントを出資した森田浪吉の経営する森田製糸では、水車をその動力源とした。しかし明治三〇年代からは蒸気機関にとって換り、やがて大正期以降は電氣が導入されていく。このように、熊川分水における水車の効用は次第に薄れてきて、飲用水のみの利用となっていた。その飲用水も昭和三〇年代にいたり上水道の普及によって、急激に分水の存在意義が問われるようになる。このことは、ひとり熊川分水のみではなく、玉川上水からの分水すべてに共通する問題でもあった。

第五節 玉川上水通船事業の盛衰

第二玉川上水の開削計画

多摩地方西部の農村から、大消費地東京へ運ばれる諸物資の輸送手段として、船運を利用する計画は、すでに一八世紀中頃には立案されている。しかし玉川上水を船運に利用することは、元来江戸市民の飲料水供給を目的として開削されたものであるために、種々のきびしい制約があり、この時代には到底考えられないことであつた。

元文二年（一七三三）江戸の商人五嶋屋次郎右衛門、熊沢屋市郎兵衛らは、玉川上水の南側に一七間（三〇メートル）離れて、新たに福生を取水口とする運河を掘り、物資の船による流通を計画した。「玉川通船新堀につき相對証文」（『石川酒造文書一』）によると、元文四年一二月、五嶋屋、熊沢屋たちは熊川村名主七之丞と、次のような内容のとりきめをしている。

- 一 このたび福生村から江戸芝新堀まで通船運河を計画し幕府へ出願した。これが認可されたときは、沿岸村々と取りかわした合意事項は必ず守ること
- 一 水路にかかわる年貢諸経費は、すべて出願者側の負担とする
- 一 水路筋にかかる農耕地、地代金はその土地の相場をもって、着工以前に支払うこと。家屋移転、建築費はすべて着工前に支払うこと。立本道路橋の修理もすべて出願人の負担とする

この運河計画に関する石川彌八郎家の資料は、この一通のみであるが、伊藤好一は『江戸と周辺農村』の中で、こ



図 V-81 玉川通船新堀につき相対証文（元文4年）
（石川彌八郎家文書）

の通船計画について、次のように述べている。

この通船新堀の開掘計画は、上水沿岸の村々から、次の二つの点で反対を受けたと云われる。第一は新堀筋の農業に支障が生ずるという点であり、第二は通船の開始によって、この方面の陸運の荷が奪われることを危惧する点であった。このため願人達は村方との折衝でいくつかの譲歩案を出す、結局は在方の反対は続き、この通船計画は実現を見ないで消えていった。

このように、江戸と近郊農村との間の物資の流通を大量に、しかも安価にするための努力は、積極的に進められていたのである。

玉川上水を船運に利用しようとする最初の計画は、明和七年（一七七〇）に小川村（小平市）の名主小川東碓^{とうす}によって試みられている。前掲伊藤論文では、この通船計画についても触れ、次のように述べている。

明和七年小川村の名主東碓は「玉川上水通船目論見帳」（小川家文書）を添えて普請方役所へ、玉川上水での通船願いを提出した。

東碓の計画は、幅六〇七尺、長六〇七間の小舟二〇艘を、小川村と四谷大木戸辺または内藤新宿天竜寺近所の間に往復させるというもので、通船は往復に五日程を要するから一ヶ月に六往復、一艘の積荷を二五駄と見込んで、東碓の計画では、この通船業は小川一族のものより人を選んで、これらの人々に永々通船業を独占させる

ことを考えており、他より船持、または河岸を出願しても許可しないようにして欲しいと併せて出願している。東礪の出願は結局許可されずこのときの玉川上水通船計画も実現しなかった。

幕末期上水

次に江戸期最後の玉川上水通船に関する動きを、『立川市史・下』の記述から見てみよう。

通船の動き

上水通船に関する最初の史料としては、慶応三年十月付の御普請方出役に宛てた砂川源五右衛門の運上目論見書があるがこれによると、船の大きさは敷幅四尺長五間半、上り下り共荷物一〇駄積、人足下り三人、上り九人（三人掛り日数三日）として「船数百艘にて壱月六度宛上下の積り」で、壱ヶ年運上金一八〇〇両砂利一三三坪三合を納めることとしている。（略）この通船目論見が、当時の政治情勢から日の目を見ることはなかったと思われる。

と述べている。ところが田村家の「丁卯日記」によると、慶応三年九月二六日の条では「上水御試^{なめし}筏^{いかだ}川下げにつき柳沢弥作様、山口清五郎様御立寄り」同二八日「十兵衛羽村へ行き、筏に乗り山口清五郎様、柳沢弥作様、茂十郎、源兵衛、与一右衛門、八十吉同道、宅裏まで乗り参り、岩次郎乗り替え砂川まで行く」同二九日「またぞろ筏にて御乗り下げ、堀通り御見分これあり候」と記されている。試筏の運行による堀筋の見分とは、玉川上水通船のための、幕府側の事前調査ともみられるので、源五右衛門らの目論見書の提出は、当時の行政側の意向を体したものと考えられる。『東京市史稿』によれば、明治三年二月付の、清水大令史から出された「玉川上水堀筋兩岸切広見込書」の中で、「先年筏下げ試しの節、堀幅切広、出洲浚之節入用半高村々へ下げ遣わし」と記しているので、さきの試筏の運行による堀筋の調査が、玉川上水通船開始のための、役所側の諸準備の一環であったことを示している。このことから幕末期に、上水通船は実現^{まぢか}間近の段階にあったものが、『立川市史・下』の指摘するように、政治情勢の変化によつ

て、その実現は明治新政府成立以後となったものである。明治二年九月砂川村名主源五右衛門、福生村名主田村半十郎、羽村名主源兵衛の三人は「玉川上水船筏通行願」を新政府に提出する。願書の全文は『立川市史・下』に詳述されているが、その大要は次のようなものである。

玉川上水は羽村から堰入れ、武蔵野中央を流通すること一三里、流域一〇里四方の村々は、古の武蔵野にて薄地輕土（やうど）のため、穀物野菜の栽培には大量の糠、藁灰などを必要とするが、東京からこれらの物資を導入するにはもっぱら駄馬に頼っていること、また多摩川上流から東京への木材、薪炭なども駄馬による搬送のため、近ごろは駄賃が高騰して難渋していること、これら諸物資の大量にして安価な運送のために、玉川上水通船を許可して欲しいこと、これら運送価格の引き下げによって、市中の物価の安定にも寄与しようとするものである。また船運開始による租税上納方については、船数を一〇〇艘とし一艘につき税金一〇円、合計一〇〇〇円そのほか筏三〇〇〇枚で年間税金一五〇〇円、その他で合計二八〇〇円上納の見込み

同市史では「請願者らは、恐らくこの願書を提出すると同時に、砂川源五右衛門が知遇を得ていた三条実美・江藤新平等政府高官にも直接とりなしを頼んだことであろう。玉川上水通船の儀は政府においても検討の段階に入った」と記す。大蔵省土木寮「通船一件」（都立日比谷図書館蔵）によれば、

右船開の儀は、上水源羽村大堰水門そのほか東京掛り一般の樋柵御普請入用莫大の儀にこれあり、上水路通船取り開き候えば、甲州筋あるいは羽村近郷上水路縁村々より東京の間、諸品運輸の便利よろしく、且又税をもつて御用達を補い、かたがた兩便、水利差つかえなきにつき、先已十月中伺済みの上、堀筋兩岸切り広げ、そのほか差支えなきよう取計らい、通船御開行速やかに成功を遂げ

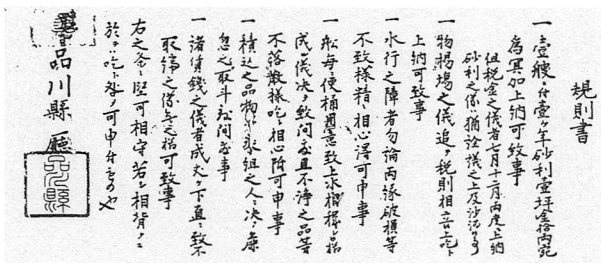


図 V-82 玉川上水通船規則書（石川彌八郎家文書）

と玉川上水通船許可の理由の一つが、船主から上納される一〇〇〇円の税金にあったことをあげている。このほか通船開始のための上水両縁の切り広げ工事は、明治二年一〇月におこなわれていたことを示している。つぎに通船開始に先立って、上水に架かる橋々の、平水面から五尺（一五〇センチメートル）高の嵩上げが全水路にわたっておこなわれている。「玉川上水橋々普請入用帳」（田村半十郎家文書）によると、福生村では、

玉川上水のすべての橋の嵩あげに、金一六両一分二朱を計上している。こうした工事の費用はどのような分担になっていたのであろうか。さきの「通船一件」によると、明治三年四月一四日内藤新宿名主喜一郎から出された書類によると、通船に障害があるとして改修を命ぜられた悪水吐用の石樋の移築費用として、総経費の八割、五〇両三分銀一匁を公費から支給されているところから、通船のための上水橋の改修費用も、相当部分が公費負担されたものと考えられる。

通船への妨害 玉川上水船運の開始日は『東京市史稿』の記述をもとに、明治三年四月一日とされている。この日最初の船で上水を下げた砂川源五

右衛門は、上下高井戸・幡ヶ谷・代々木辺の橋々が、低くて船の通行に差しつかえるとして、これらの橋の、平水面より五尺の嵩上げ方を土木司に上申している。土木司からの通達によって、これらの橋々はただちに改築されるが、通船業とは直接かわりの薄い下流部の、高井戸・笹塚辺の人々の中には「この船ゆえに迷惑いたし」と、船運に反感を抱く気配があった。『東京市史稿』によると、「当五月二十二、三日小川

村地内合樋分水新堀掘割村々人足のうち、塊をもつて投げつけ、上高井戸地内にて百姓躰の男、小石をもつて投込み逃げ去り、梶野新田地内にて夜半頃何者に候哉石投げ込み、角筈村通りにて見物の者共、此船ゆえに迷惑いたし候間、戸田屋敷ドンドンにて打毀せ度など、そのほか口々悪口申つものこれあり」といった妨害が相ついだといわれている。そのため船主たちはこれらの対策として、「御用」と印した幟を船一艘ごとに押し立てて運航したい旨を願っている。これに対して、土木司では、御用の目印を立てたところで、船運に反感を抱く者たちが幟をはばからずに、同じ行為をくり返したのでは、国家の威光にもかかわるとして、さらに調査して通船業者の妨げにならないように内密に探索し、確かな証拠を押え、妨害者の郡村人名などを確認して報告するようにとの通達を発している。これに関連するものとして、田村半十郎家日記の明治三年五月二七日の条では、葦山県庁から田村十兵衛宛ての次のような通達を抄写している。

玉川上水四谷通船相成候については、諸向さし支えこれある哉の風聞、右事実、水掛りの模様密々探索印封をもつて可申越候也

『立川市史・下』の議定連印書には、上水通船業者それぞれの持船数が記載されていて、その稼動総数は一〇四艘である。このうち福生市域では、田村半十郎一八艘、石川弥八郎五艘である。田村半十郎名儀の一八艘のうちには、笹本市郎右衛門、権左衛門、忠七の持船も含まれ、石川弥八郎五艘のうちには、須崎光右衛門、森田清右衛門の持船が含まれている。

石川彌八郎家の日記、明治三年二月一三日の条に「昨十二日羽村より集会ふれ参り候につき、三郎左衛門を遣し候ところ、御上水へ通船出来に相成り候趣、昨年中御達これあり候処、尚又今般のぞみの者出願すべき旨仰せ渡され、

明治三年

五月 四日 清水土木大令史、永井土木小令史熊川、当村船溜場御見分としてお出に候(田)

五日 勘二郎羽村へ船溜場所絵図上げに行く(田)

六月 一日 河岸ひらき(田)

三日 青梅出方市五郎参り舟にて下り候(田)

十月 一日 千住甚左衛門、宮沢田むら屋両親、二本木おちえ、仏子おます、横沢弥八同船にて出府(田)

二日 馬喰町森屋おすが殿牛浜船にて帰京(石)

六日 半十郎船にて出府(田)

七日 今日通船御極印仰付られ候御沙汰につき、昨日半十郎二艘、市郎右衛門一艘、権左衛門一艘に候、

去月廿八日砂川源五右衛門、羽村茂十郎通船下夕町へ抜けたき段願いとして出府、四日に砂川まで
帰り今日茂十郎帰宅(田)

一七日 千住甚左衛門船にて帰宅(田)

二二日 芳熊川弥八郎同道舟にて出京(田)

閏十月 一日 玉糸真綿柏木様御詔一同船にて東京へ出す(田)

一一日 馬方泰助は昨日五日市よりつけ参り候炭つけ候て、福生村川岸へつけ参り候てそれより牛浜油屋より
蜜二駄つけ帰り候(伊)

一四日 船御極印(田)

一五日 養蚕の儀書上帳鶏卵桑□□^(不明)織、右取調べ牛浜船にて出府(石)

一九日 舟にて出府四谷つたへ泊り(田)

二一日 馬方泰助は昨日つけ参り候炭牛浜へつけ行き帰りに蜜つけ参り候、それより帰り候て五日市池田屋より炭つけ参り候(伊)

二二日 馬方泰助は昨日つけ参り候炭牛浜へつけ行き帰りに蜜つけ参り候(伊)

一一月

二三日 馬方泰助二〇日に十俵五日市よりつけ出し候炭、福生までつけ行き候駄賃一貫文持参り候(伊)

一二月

三日 馬方泰助は先日五日市中屋より福生までかし炭つけ出し置き候て、それへ今日つけ行く駄賃の儀は炭駄賃一貫百文(伊)

九日 芳二本木弥三郎同道船にて出府四谷つたやへ泊(田)

一四日 馬方泰助は昨日五日市中屋よりつけ参り候炭福生までつけ行く(伊)

一六日 馬方泰助は五日市そうめん屋よりつけ参り候炭、牛浜油屋へつけ行き帰り道蜜二樽つけ参り候(伊)

一八日 馬方泰助は今朝五日市中屋より福生までの川岸炭^(河)つけ出し、帰りに牛浜河岸より蜜二樽つけ参り候、もつとも炭駄賃の儀は一貫百文(伊)

一九日 芳船にて出府竹川町へ泊(田)

先日五日市中屋よりつけ出し候炭、牛浜^(河)川岸へつけ行き帰りに蜜二樽つけ参り候(伊)

明治四年

一月 一日 玉川御上水船溜物揚場絵図面へ書き加うべき旨、御廻状をもつて御達しにつき書き認め鍋ヶ谷戸へ遣し候(石)

二月 一日 鍋ヶ谷戸河岸の義につき県御出役柴田様より内藤新宿旅宿へまかり出べき旨、御書付につき九ツ頃内藤新宿へ行く(石)

一六日 御上水路拝島上浚方相談として船持内田屋にて集会(田)

二三日 牛浜河岸の義につき羽むらまで行く(石)

三月 一日 弥七牛浜船にて出府秩父屋泊り(石)

九日 山田様当村より御乗船御帰府(田)

一六日 勘次郎陸出府(田)

一八日 砂川の船へ羽村の船頭乱妨におよび候由(田)

二二日 神山様舟にて帰京(石)

二四日 羽村源兵衛船頭乱妨一条につき頼みに参る(田)

二五日 長兵衛砂川へ羽村船頭一条に参る(田)

二八日 県御出役中山様日光橋御見分舟溜場御見分(石)

三月二九日 中山様舟にて御帰京(石)

四月二三日 半十郎玉川上水船溜り納屋の義につき、蔵敷李左衛門より廻状につき、箱根為一郎同道舟にて出

府(田)

二六日 飛脚半右衛門立寄舟にて帰京(田)

上水通船開始から、約一年間の船の利用状況を三家の日記から見ると、田村、石川両家の日記では、船を乗り物としてとらえており、物品搬送の記述はごくわずかである。これは両家の日記が、人の動きのみに重点をおいたものであるためと思われる。これに対して、五日市町伊奈の石川家の日記(『歳中日記』)は、商業日記の色合いの濃いものであるために、船運に関する記述がわずかに四か月間にかぎられているが、もっぱら秋川谷産出の炭の江戸送りに利用している。伊奈村石川家は、醬油醸造業を営んでいたため、上り荷として糖蜜の買入れにも船運を利用していたことがわかる。下り荷として一回に積み出す炭は一〇俵で、その船賃は一貫一〇〇文であったことが記されている。

東京湾への乗入れ計画 田村家日記の中で注目されるのは、明治三年一〇月七日の記述である。これは上水通船によって、終着点の内藤新宿へ陸上げされた荷物を、東京市中へ陸送するためには、存外の負担を要することから、

船持たちは通船開始後間もない時点で、玉川上水を四谷から神田川へ乗り入れる新水路の掘割り方を大蔵省土木寮に請願していることである。これによって船積みされた荷物を、直接市中へ陸上げできる利便を図ったのである。この請願のために、砂川源五右衛門、指田茂十郎の二人は、一〇日間も滞京している。『立川市史・下』によれば、玉川上水通船開業二五か月間に、これら神田川筋掘割開削や、水路拡張などについて、四度にわたって出願している。この水路が開通したならば、船数は三倍になり、通船事業拡大の上で大きな意味があった、としている。しかし玉川上水から神田川へ抜ける水路が開かれると、玉川上水の分水を利用する村々からは、用水に不足を生じるとの危惧から、反対運動がおこり実現はしなかった。

通船事業の

廃止

通船開始以来、玉川上水の汚濁も相当に深刻だったようで、東京府は水質検査をおこなった上で、明治五年三月に入ると「百般の不潔は、もっぱら通船より相生じ候儀につき、通船差止め申さずして、

ほかに改正の見込み絶てこれなく候」と上水通船差し止め方を、大蔵省土木寮に進言する。これをうけて大蔵省は同年四月一五日、大蔵大輔井上馨の名をもって、「玉川上水通船相開き候以来、追々船数相増し、自然不潔にいたり、東京府下用水さしつかえにおよび候につき、来る五月晦日限り上水路通船さし止め候条船持共へ洩らさざるよう相達すべく候」と玉川上水通船の停止方が布令された。かくて二年一か月余にわたった玉川上水船運は廃止されることになったのである。しかし通船の機運に乗って、田畑、牛馬を資金に替えて通船事業に携ってきた人たちにとっては、今さら通船差止めによって、もとの陸運に戻ることもできず、沿線の地価も通船時の三分の一以下に下落して、それでもなお買い手がないありさまと嘆くほどであった。船持たちは新たに、自費をもって玉川上水の砂川から牟礼（三鷹市）までの四里の間に、さらに一本の堀を開削して神田川に直結し、船運専用の水路として上水の汚濁を防ごうとする計画を出願するが、現状でも渇水時には水不足が生じるほどのところへ、さらに上水を分流させるとなると、余分の水を多摩川から堰入れなければならず、そうなるかと羽村・川崎下の堤に危険が生ずるなどの理由から、この願いは却下されている。このほかに、上水通船が禁止された明治五年には、七月と一〇月の計三度にわたって通船事業再開願いが提出されているが、三回目の請願が却下されたのは、三年後の明治八年六月といわれている。田村十兵衛の残した「丙子日記」（田村半十郎家文書）明治九年二月一六日の条では「山田、河岸店へ引越す」一七日「大工伊八、山田薬棚こしらえに参る」と記し、幕末頃からときどき田村家の日記に名前が載り田村家と親交のあった「医師山田」が上水河岸の船運用の倉庫を改造して住み始めたことがわかる。これは通船事業の主導者でもあった田村家が、

船運断念の意志を固めた証^{あかし}とも見ることができ、これ以後の田村家は、大量輸送の手立てとして甲武鉄道の開設に向けて動き出すのである。